

令和6(2024)年度

# 業 務 概 要

栃木県安足健康福祉センター

# 目 次

第 1 章	総 括	
I	沿 革	1
II	管内の概況	2
	(1) 概況	2
	(2) 管内図	3
	(3) 安足健康福祉センター管内の主要指数	4
III	行政組織	5
	(1) 組織図	5
	(2) 職員配置	5
	(3) 事務分掌	6
IV	令和 5 (2023) 年度歳入・歳出状況	9
第 2 章	事業概要	
1	令和 6 (2024) 年度事務事業執行方針	10
	(1) 基本方針	10
	(2) 重点施策	10
2	主要事業	14
第 3 章	令和 5 (2023) 年度の事業実績	
I	保健・医療・福祉の連携及び総合調整	21
1	保健医療計画及び各種計画の進行管理等	21
2	安足健康福祉センター協議会	21
3	安足在宅医療推進支援センター	21
4	栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会 安足地域分科会	22
5	安足管内看護職等の連絡会議	22
6	公衆衛生の推進	23
7	保健・医療・福祉に関する情報開示及び情報収集	23
8	人口動態統計	23
9	所内課長会議	24
10	所内勉強会	24
11	両毛地域医療構想調整会議	24
12	両毛地域病院及び有床診療所会議	25
II	保健・医療関係法に基づく事務等	25
1	医療法等に基づく許認可・届出事務	25
2	各種免許申請・届出事務	25
III	医療機関の指導監査等	27
1	医療機関等の指導等	27
2	救急医療体制の充実	28
IV	健康危機管理及び災害時医療体制等の整備	29
1	安足地区健康危機管理体制の整備	29

2	安足地区災害時における医療等提供体制の整備	29
3	石綿健康被害救済法による申請受付業務	29
V	保健・医療・福祉の人材育成、確保	30
1	介護保険関係者研修	30
2	地域保健福祉職員・管内看護職員研修	30
3	学生等の実習指導	31
VI	社会福祉の推進	32
1	障害者福祉の推進	32
2	高齢者福祉の推進	32
3	地域福祉の推進	33
4	母子父子寡婦等の福祉	34
5	婦人保護事業	34
VII	青少年の健全育成	35
VIII	母子保健対策の推進	36
1	総合養育支援事業	36
2	乳幼児健全育成事業	36
3	思春期保健対策	37
4	母子保健推進体制の整備	38
5	特定不妊治療費助成事業・不妊対策	39
IX	精神保健福祉対策の推進	40
1	精神保健福祉法施行関係	40
2	自立支援医療費（精神通院医療）	41
3	精神障害者保健福祉手帳	41
4	精神保健福祉相談指導事業	42
5	安足地区精神障害者地域生活支援ネットワーク事業	44
6	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	44
7	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	44
8	自殺対策	45
9	アルコール家族教室	45
10	高次脳機能障害者・発達障害者に対する支援	45
11	障害者相談支援体制の支援	45
X	健康長寿とちぎづくりの推進	46
1	とちぎ健康21プラン（2期計画）の推進	46
2	栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進	48
3	生活習慣病検診等対策の推進	52
4	生活習慣病予防対策の推進	52
XI	難病・小児慢性特定疾病対策の推進	53
1	小児慢性特定疾病対策	53
2	指定難病特定医療費	53
3	難病患者地域支援対策推進事業	57

XII	感染症対策の推進	59
1	感染症対策	59
2	結核対策	60
3	新型インフルエンザ等対策	61
4	エイズ・性感染症対策	61
5	原爆被爆者対策	61
6	骨髄バンクの推進	62
XIII	肝炎対策の推進	63
1	肝炎対策	63
XIV	食品衛生業務の推進	65
1	食品の安全性の確保	65
XV	生活衛生業務の推進	72
1	生活衛生営業の監視指導	72
XVI	薬事関係業務の推進	75
1	薬事関係業務	75
2	献血の推進	77
3	温泉関係対策	78

#### 第4章 資料編

1	安足健康福祉センター協議会・部会委員名簿	
・	安足健康福祉センター協議会委員名簿	79
・	地域医療検討部会委員名簿	80
・	母子保健推進部会委員名簿	81
・	健康づくり推進部会名簿	82
2	両毛地域医療構想調整会議委員名簿	83
3	栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制部会 安足地域分科会委員	84
4	令和6(2024)年度年間行事予定	85
5	相談事業等一覧・位置図	88

# 第 1 章 総 括

# 第1章 総 括

## I 沿 革

- 昭和14年 7月 足利保健所が足利市本城3丁目2003番地足利市衛生会館内に設置される。
- 昭和19年 10月 逓信省佐野簡易保健相談所が県に移管となり、佐野保健所として佐野市若松町314に設置される。
- 昭和23年 10月 昭和22年9月5日、法律第101号により「保健所法」が制定され、一般公衆衛生の行政機関として業務を充実する。
- 昭和24年 10月 性病予防法により「性病診断所」に指定される。
- 昭和26年 10月 佐野保健所が佐野市大祝町2273番地に新築・移転する。
- 同 年 10月 足利保健所が足利市通6丁目3144番地に新築・移転する。
- 昭和35年 10月 佐野保健所の課の名称を総務課・環境衛生課・保健予防課に改める。
- 同 年 10月 厚生省公衆衛生局長通達による型別人口分類表により足利保健所はUR3型、佐野保健所はR4型に指定される。
- 昭和36年 4月 足利保健所の課の名称を総務課・環境衛生課・保健予防課に改める。
- 昭和41年 3月 佐野保健所が佐野市堀米町1303番地に新築・移転する。
- 昭和44年 4月 足利保健所が足利市大橋町1丁目2006番地に新築・移転する。
- 昭和50年 4月 両保健所に保健婦室を設置し3課1室とする。
- 昭和62年 4月 両保健所の保健婦室を健康指導課に改め4課体制とする。
- 平成5年 4月 佐野保健所の型別人口分類表の区分がR3となる。
- 平成6年 6月 保健所法が全面改正され、地域保健法となる。(平成9年度全面施行)
- 平成9年 4月 県内8福祉事務所と県内10保健所を統合再編し、健康福祉センター(全県で広域5ヶ所、地域5ヶ所)が設置される。  
安足健康福祉センターに健康福祉推進室・環境部・福祉部(安蘇福祉事務所併置)・保健部(安足保健所設置)の3部1室を、佐野健康福祉センターに健康福祉推進担当、保健部(安足保健所支所併置)を置く。
- 平成13年 1月 安足健康福祉センターが足利市真砂町1番地1に新築・移転する。
- 平成15年 4月 組織改編により、安足健康福祉センターが地域支援部(2課制=安蘇福祉事務所併設)・健康福祉部(3課制=安足保健所併設)・環境部(1課制)に、佐野健康福祉センターが総務企画担当・保健衛生課に改編される。
- 平成17年 2月 佐野市、田沼町、葛生町の1市2町の合併で、町が消滅したことに伴い、安蘇福祉事務所を廃止する。
- 同 年 4月 新「佐野市」の誕生に伴う組織改編により、安足健康福祉センター健康福祉部の生活福祉課を廃止する。
- 平成18年 3月 組織改編により、佐野健康福祉センター(安足保健所支所併設)を廃止し、佐野健康福祉センターの業務を安足健康福祉センターへ移管する。
- 平成20年 4月 組織再編により、環境部を廃止し、環境事務を県南環境森林事務所(佐野市)に移管する。
- 平成22年 4月 組織改編により、部制を廃止し、5課体制(総務企画課、福祉指導課、健康支援課、健康対策課、生活衛生課)に移行する。
- 令和2年 4月 組織改編により、福祉指導課を廃止し4課体制(総務企画課、健康支援課、健康対策課、生活衛生課)に移行するとともに、総務企画課に福祉支援チームを置く。

## II 管内の概況

### (1) 概況

管内は、栃木県の南西部に位置し、足利・佐野の2市から構成されている。面積は533.89km<sup>2</sup>で栃木県に占める割合は、約8.3%である。

地勢は、北部から中央部にかけて、足尾山地が緩やかに関東平野に迫り、沢沿いの山村に集落が点在する。一方、南部は、関東平野北部に位置し、住宅地、商・工業地、農地などを形成している。

また、管内は東京都心から概ね70～100kmの範囲に位置しており、主要道路は、東北自動車道・北関東自動車道、国道50号・293号が、鉄道は、JR両毛線、東武鉄道伊勢崎線・佐野線が整備されているなど、東西軸・南北軸とも移動しやすい環境下にあり、東京都心へは道路、鉄道とも約2時間程度の時間距離となっている。また、平成23年3月には北関東自動車道が全線開通し、管内から県央・県東部及び茨城・群馬県方面へのアクセスが容易になった。

気候は、東日本型に属するが、内陸部のため寒暖の差は大きい。冬には「赤城おろし」と呼ばれる北西風が吹き、夏には雷が多く発生するなどの厳しさはあるものの、年間を通して比較的穏やかな気候であり、台風等による自然災害も少ない地域であるが、令和元年台風19号では死者1名、住家損壊3,185軒等の被害が発生した。

人口は、令和5年10月1日現在で252,820人、栃木県に占める割合は約13.3%となっている。1km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、473.45人で県平均の295.73人を上回っている。

また、65歳以上の老年人口（R5.10.1）の割合は、県全体では29.8%であるが、管内は32.6%であり、県平均を上回るかたちで高齢化が進んでいる。

就業構造は、令和2年の国勢調査でみると第一次産業2.1%、第二次産業36.4%、第三次産業61.5%となっており、県平均値と比較すると第二次産業の割合が高くなっている。

なお、製造品出荷額等（R4経済構造実態調査）は、8,146億円と県内の9.5%となっており、また、年間販売額（R3経済センサ活動調査）は、5,708億円と県内の11.0%となっている。

文化・経済面では、従来から群馬県との交流が盛んで、現在も、足利市・佐野市、群馬県の太田市・桐生市・館林市・みどり市・伊勢崎市とその周辺地域は、いわゆる両毛圏域として一体的な圏域を形成している。行政レベルにおいても平成4年に両毛広域都市圏総合整備促進協議会を設置し、これらの圏域の共通課題に対する具体的対応を行ってきている。

疾病に関して、三大死因（①悪性新生物、②脳血管疾患、③心疾患）の状況をみると、令和2年の死亡率は、人口10万対でみると足利市（①326 ②139 ③205）、佐野市（①349 ②130 ③188）となっており、管内2市の死亡率は県平均を上回っている。

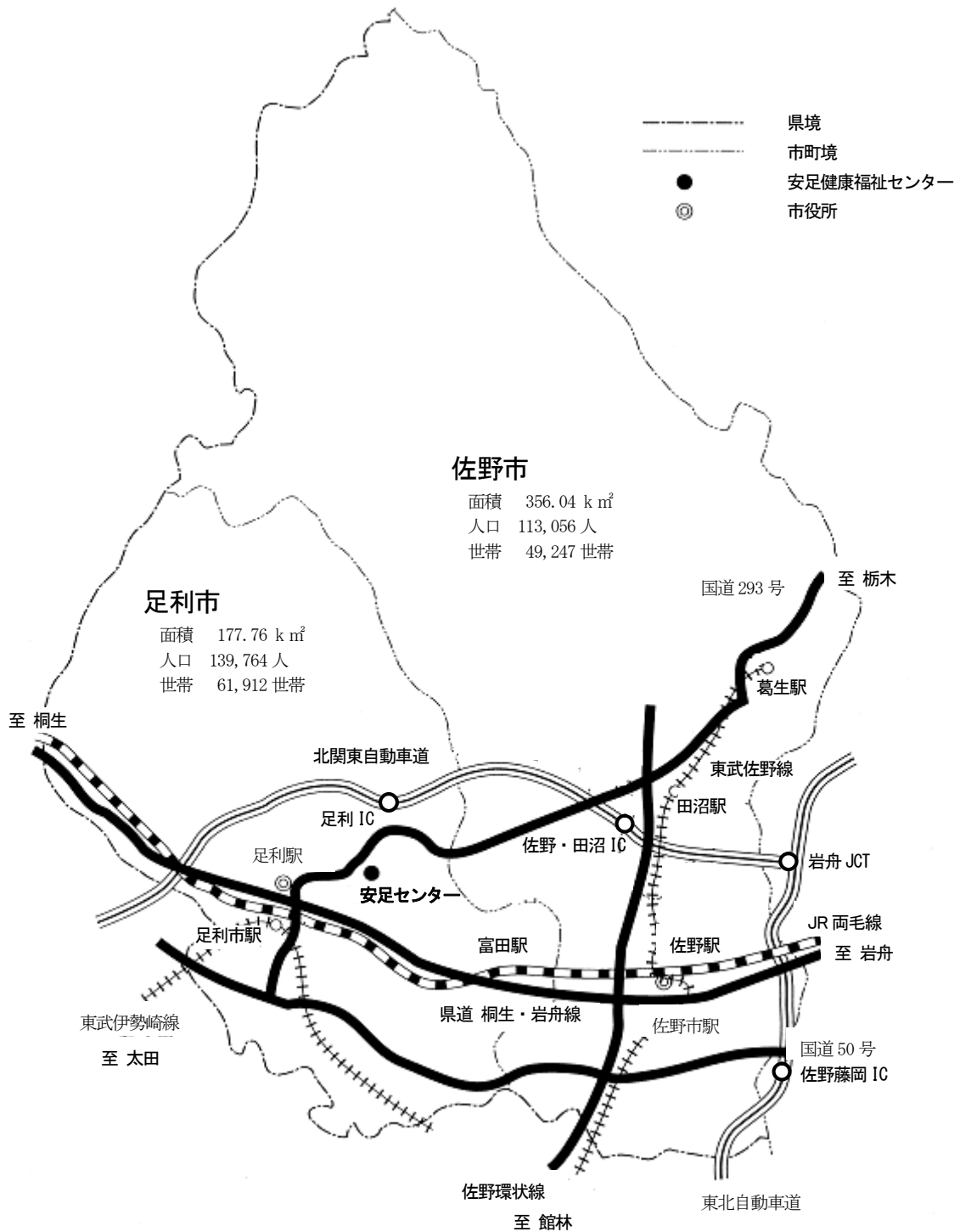
（参考：県平均死亡率 ①306 ②106 ③179、全国平均死亡率 ①307 ②84 ③167）

保健・福祉の主な資源を見てみると、令和5年4月1日現在における病院の一般病床数は1,724床（県内の14.2%）、同療養病床が507床（県内の12.8%）、診療所数は212施設（県内の13.9%）となっている。

また、指定介護老人福祉施設の定員（R5.4.1）は1,614人（県内の14.9%）、保育所の定員（R5.4.1）は4,532人（県内の13.4%）である。

なお、飲食店・菓子製造業・食肉販売業の3業種の施設数の合計は3,336施設（令和4年度末現在、県内の17.3%）、理容所及び美容所の施設数の合計は1,025施設（令和4年度末現在、県内の20.9%）、特定給食施設の施設数は124施設（令和4年度末現在、県内の11.8%）、その他の給食施設の施設数は79施設（県内の14.8%）となっている。

## (2) 管内図



※人口、世帯数は令和 5 年 10 月 1 日現在 (出典：令和 5 年栃木県の人口 (栃木県毎月人口調査報告書))



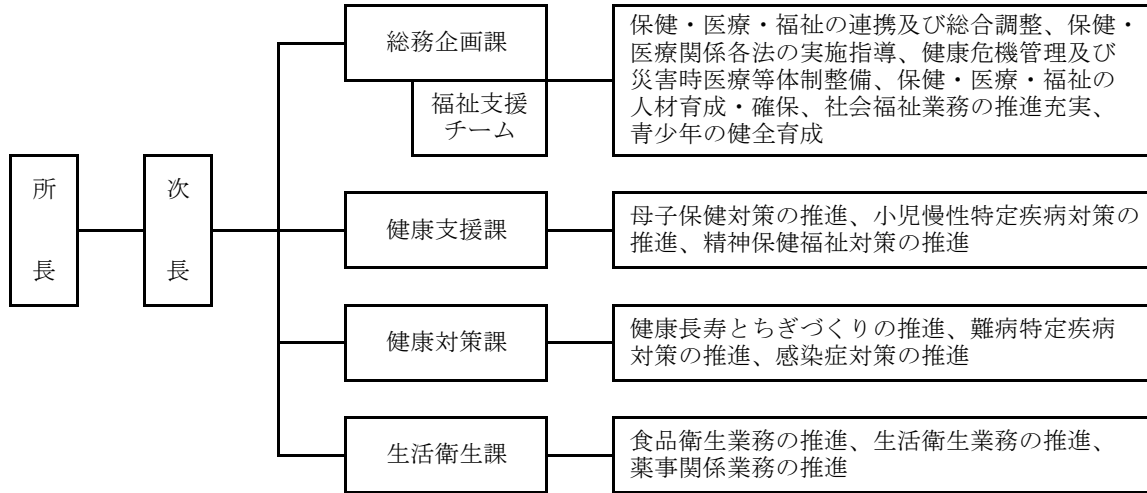
(3) 安足健康福祉センター管内の主要指数

項目	単位	栃木県	安足健康福祉センター管内				備考	
			足利市	佐野市	計	県比較		
面積	km <sup>2</sup>	6,408	178	356	534	8.3%		
製造品出荷額等	千万円	857,612	35,849	45,607	81,456	9.5%	R4経済構造実態調査	
年間商品販売高	千万円	516,666	25,134	31,944	57,078	11.0%	R3経済センサス活動調査	
人口	総人口	人	1,895,031	139,764	113,056	252,820	13.3%	R5.10.1現在
	0～14歳	人	209,747	13,424	12,087	25,511	12.2%	
	(総人口対比)	%	11.1	9.6	10.7	10.1		
	15～64歳	人	1,085,386	77,765	63,722	141,487	13.0%	
	(総人口対比)	%	57.3	55.6	56.4	56.0		
	65歳以上	人	564,299	46,670	35,822	82,492	14.6%	
(総人口対比)	%	29.8	33.4	31.7	32.6			
H25毎月人口調査数値	人	1,987,119	151,152	119,589	270,741		各年10.1現在	
R5毎月人口調査数値	人	1,895,031	139,764	113,056	252,820			
R5-H25	人	▲ 92,088	▲ 11,388	▲ 6,533	▲ 17,921			
出生者総数	人	10,518	605	599	1,204	11.4%	R4(2022)年版 栃木県保健統計 年報	
死亡者総数	人	24,992	2,234	1,724	3,958	15.8%		
悪性新生物	人	6,054	526	393	919	15.2%		
脳血管疾患	人	2,087	244	176	420	20.1%		
心疾患	人	3,810	334	266	600	15.7%		
感染症及び寄生虫症	人	93	7	7	14	15.1%		
自殺	人	347	31	21	52	15.0%		
その他	人	12,601	1,092	861	1,953	15.5%		
生活保護受給者	人	19,878	1,388	1,214	2,602	13.1%	R5.3現在	
小児慢性特定疾病受給者数	人	1,402	149	129	278	19.8%	R6.3.31現在	
指定難病受給者数	人	16,610	1,319	986	2,305	13.9%	R4.12.31現在	
新登録結核患者数	人	112	15	6	21	18.8%		
年末現在結核登録者数	人	311	28	21	49	15.8%		
病院の病床数	総病床数	床	21,122	1,818	1,091	2,909	13.8%	R5.4.1現在
	一般病床数	床	12,138	1,069	655	1,724	14.2%	
	療養病床数	床	3,964	309	198	507	12.8%	
	結核病床数	床	30	0	0	0	0.0%	
	精神病床数	床	4,959	440	234	674	13.6%	
	感染症病床数	床	31	0	4	4	12.9%	
病院施設数	施設	108	12	4	16	14.8%	R5.4.1現在	
有床診療所の一般病床数	床	1,350	141	41	182	13.5%		
診療所施設数	施設	1,520	109	103	212	13.9%		
歯科診療所施設数	施設	963	80	65	145	15.1%		
介護老人保健施設定員	人	5,582	411	405	816	14.6%		
指定介護老人福祉施設定員	人	10,828	921	693	1,614	14.9%		
介護療養型医療施設定員	人	188	0	0	0	0.0%	R5.4.1現在	
介護医療院	人	381	37	0	37	9.7%		
保育所定員	人	33,919	2,815	1,717	4,532	13.4%	R5.3.31現在	
飲食店営業	施設	14,919	1,615	1,175	2,790	18.7%		
菓子製造業	施設	2,168	210	186	396	18.3%		
食肉販売業	施設	999	75	75	150	15.0%	R5.3.31現在	
理容所	施設	1,675	162	150	312	18.6%		
美容所	施設	3,237	403	310	713	22.0%	R5.3.31現在	
特定給食施設	施設	1,047	78	46	124	11.8%		
その他の給食施設	施設	535	45	34	79	14.8%		

出典：R4経済構造実態調査、R3経済センサス活動調査、R2年保健統計年報、社会福祉施設等要覧令和5(2023)年度版  
令和5年度栃木県の生活衛生、R5衛生行政報告例

### III 行政組織

#### (1) 組織図



#### (2) 職員配置

令和6(2024)年4月1日現在

(単位:人)

		事務系職員 (行政)	技術系職員						会計年度任用職員			計		
			医師	獣医師	薬剤師	管理栄養士	臨床検査技師	保健師	看護師	事務補助員	難病対策 業務支援員		業務支援員	
所長			1										1	
次長		1											1	
総務企画課	課長	1											1	
	担当	4			1			1		1			7	
	福祉支援 チーム	チーム リーダー	1											1
		担当	3											3
健康支援課	所長補佐兼課長							1					1	
	担当	2						4	2				8	
健康対策課	所長補佐兼課長							1					1	
	栄養難病	担当	2			2		2			1		7	
	感染症予防	担当					3	4	1	2		1	11	
生活衛生課	所長補佐兼課長				1								1	
	食品衛生	担当			2	3						1	6	
	生活薬事	担当				5							5	
計		14	1	2	10	2	3	13	3	3	1	2	54	

### (3) 事務分掌

課名等	内 容
<p>総務企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健福祉推進の総合企画・調整に関する事。</li> <li>・人材育成、確保、研修に関する事。</li> <li>・地域保健医療計画に関する事。</li> <li>・在宅医療推進支援センターに関する事。</li> <li>・両毛地域医療構想調整会議及び部会に関する事。</li> <li>・栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地区分科会に関する事。</li> <li>・センター協議会及び各部会に関する事。</li> <li>・健康危機管理対策（災害時要援護者支援対策を含む）に関する事。</li> <li>・保健統計（課所管分に限る）に関する事。</li> <li>・医療法に基づく許認可又は届出の受理及び医療監視に関する事。</li> <li>・歯科技工士法に関する事。</li> <li>・各種免許申請（医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士等）に関する事。</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師の各法に関する事。</li> <li>・登録衛生検査所に関する事。</li> <li>・石綿健康被害救済に関する事。</li> <li>・臓器移植の普及啓発に関する事。</li> <li>・センターホームページに関する事。</li> <li>・センターの庶務会計に関する事。</li> <li>・保健衛生事業功労者表彰に関する事。</li> <li>・他課に属さない事務に関する事。</li> </ul>
<p>福祉支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉に関する事。</li> <li>・障害者福祉の地域支援に関する事。</li> <li>・民生委員・児童委員の指導・研修に関する事。</li> <li>・青少年の健全育成に関する事。</li> <li>・特別児童扶養手当に関する事。</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金に関する事。</li> <li>・DV被害者の福祉に関する事。</li> </ul>
<p>健康支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健に係る相談支援・連携調整に関する事。</li> <li>・母子保健推進部会に関する事。</li> <li>・総合養育支援事業に関する事。</li> <li>・乳幼児健全育成事業に関する事。</li> <li>・思春期保健対策事業に関する事。</li> <li>・子どもの心の相談支援体制強化事業に関する事。</li> <li>・不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事。</li> <li>・すこやか妊娠サポート事業に関する事。</li> <li>・不育症検査費用助成事業</li> <li>・低所得の妊婦等に関する妊娠判定受診料助成事業</li> <li>・小児慢性特定疾病医療費助成に関する事。</li> <li>・小児慢性特定疾病児童総合支援事業に関する事。</li> <li>・小児慢性特定疾病家族支援事業に関する事。</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等訪問看護事業に関する事。</li> <li>・精神保健等に係わる相談支援・連携調整に関する事。</li> <li>・精神保健福祉相談（クリニック）に関する事。</li> <li>・精神障害者社会参加総合推進事業に関する事。</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援事業に関する事。</li> <li>・自殺対策に関する事。</li> <li>・精神保健福祉の普及啓発に関する事。</li> <li>・精神保健福祉法施行関係に関する事</li> <li>・精神科緊急医療に関する事。</li> <li>・自立支援医療（精神通院医療）に関する事。</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳に関する事。</li> <li>・精神科病院の実地指導・実地審査に関する事。</li> <li>・発達障害児者の支援に関する事。</li> <li>・高次脳機能障害者の支援に関する事。</li> </ul>

健康対策課	栄養難病担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎ健康21プラン推進事業に関する事。</li> <li>・健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業に関する事。</li> <li>・健康づくり推進部会に関する事。</li> <li>・地域・職域連携推進事業に関する事。</li> <li>・喫煙対策事業に関する事。</li> <li>・健康増進事業補助事業に関する事。</li> <li>・生活習慣病予防総合対策事業に関する事。</li> <li>・生活習慣改善啓発・健診受診率アップ啓発事業に関する事。</li> <li>・運動・身体活動推進事業に関する事。</li> <li>・特定健診・特定保健指導等における市支援に関する事。</li> <li>・歯科保健事業に関する事。</li> <li>・専門的・広域的栄養相談等推進事業に関する事。</li> <li>・給食施設等指導事業に関する事。</li> <li>・国民（県民）健康栄養調査に関する事。</li> <li>・市町村栄養業務推進事業に関する事。</li> <li>・食環境整備推進事業に関する事。</li> <li>・食生活改善推進員協議会に関する事。</li> <li>・食品の表示等（保健事項等）に関する事。</li> <li>・地域の食育・健康づくり推進事業（減塩の取組含む）に関する事。</li> <li>・指定難病医療費助成に関する事。</li> <li>・難病患者地域支援対策推進事業に関する事。</li> <li>・在宅難病患者家族支援事業に関する事。</li> <li>・在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関する事。</li> </ul>
	感染症予防担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症診査協議会（結核部会含む）に関する事。</li> <li>・感染症予防対策の推進及び発生時の対応</li> <li>・検査（腸内細菌検査・食中毒等）に関する事。</li> <li>・エイズ・性感染症対策に関する事。</li> <li>・感染症（結核除く）発生動向調査に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等（指定感染症）対策に関する事。</li> <li>・高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事。</li> <li>・一類感染症（ウイルス性出血熱等）対策に関する事。</li> <li>・感染症予防機動班に関する事。</li> <li>・検査業務管理基準（GLP）に関する事。</li> <li>・結核発生動向調査に関する事。</li> <li>・X線撮影及び診療放射線に関する事。</li> <li>・結核対策・保健指導に関する事。</li> <li>・肝炎ウイルス検査に関する事。</li> <li>・B型・C型肝炎治療費助成事業に関する事。</li> <li>・肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に関する事。</li> <li>・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する事。</li> <li>・原爆被爆者援護（治療費助成・健康診断等）に関する事。</li> <li>・予防接種に関する事。</li> <li>・骨髄バンクに関する事。</li> </ul>

生活衛生課	食品衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生の許可事務、監視指導に関する事。</li> <li>・食品衛生の各種届出に関する事。</li> <li>・不良食品、苦情相談に関する事。</li> <li>・食品衛生監視機動班に関する事。</li> <li>・食品の収去検査に関する事。</li> <li>・食中毒の調査に関する事。</li> <li>・市場衛生に関する事。</li> <li>・食品表示に関する事。</li> <li>・食品衛生協会の育成・指導に関する事。</li> <li>・調理師、製菓衛生師の免許に関する事。</li> </ul>
	生活薬事担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生営業関係法に関する事。 (理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法)</li> <li>・住宅宿泊事業法に関する事。</li> <li>・建築物の衛生的環境に関する事。</li> <li>・衛生害虫に関する事。</li> <li>・遊泳用プールの衛生に関する事。</li> <li>・飲用井戸等の飲用指導に関する事。</li> <li>・狂犬病予防法に関する事。</li> <li>・地区動物保護管理協議会に関する事。</li> <li>・生活衛生同業組合協議会に関する事。</li> <li>・墓地埋葬法に関する事。</li> <li>・化製場法に関する事。</li> <li>・医薬品医療機器等法に関する事。</li> <li>・毒物及び劇物取締法に関する事。</li> <li>・麻薬及び向精神薬取締法に関する事。</li> <li>・薬物乱用防止指導に関する事。</li> <li>・不正大麻、けしに関する事。</li> <li>・温泉法に関する事。</li> <li>・血液対策に関する事。</li> <li>・薬剤師免許に関する事。</li> </ul>

#### IV 令和5(2023)年度 歳入・歳出状況

(令和6(2024)年3月31日現在)

歳 入		歳 出	
科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
総務費負担金	7,409	一般管理費	4,500
衛生費負担金	183,899	人事管理費	1,625,941
衛生使用料	207,545	財産管理費	2,508,132
衛生手数料	1,257,380	社会福祉総務費	280,607
弁償金	51,530	障害者福祉費	64,851
雑入	79,242	児童福祉総務費	22,905
		母子福祉費	1,896,707
		青少年男女共同参画費	7,359
		公衆衛生総務費	616,447
		結核感染症対策費	4,525,928
		予防費	8,704,680
		精神衛生費	1,032,308
		環境衛生総務費	321,628
		食品衛生指導費	1,314,376
		環境衛生指導費	8,796
		保健所費	16,319,616
		医薬総務費	1,158,130
		医務費	183,250
		保健師等指導管理費	460,960
		薬務費	416,177
一般会計小計	1,787,005	一般会計小計	41,473,298
母子福祉資金貸付金元利収入	51,581,489	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	410,906
寡婦福祉資金貸付金元利収入	1,402,544	母子福祉資金貸付事業費	15,076,552
父子福祉資金貸付金元利収入	217,021	寡婦福祉資金貸付事業費	0
違約金	2,829,831	父子福祉資金貸付事業費	1,966,000
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計小計	56,030,885	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計小計	17,453,458
		国民健康保険事業費	148,116
		国民健康保険特別会計小計	148,116
計	57,817,890	計	59,074,872

## 第2章 事業概要

## 第2章 事業概要

### 1 令和6(2024)年度 事務事業執行方針

#### (1) 基本方針

令和6(2024)年度の業務執行に当たっては、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」をはじめ、「栃木県保健医療計画」、「栃木県地域福祉支援計画」、「栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）」など各分野の計画を着実に推進していくことを基本とし、地域医療体制の確保、地域包括ケアシステムの構築、災害医療体制整備の検討、総合的な子育て支援の推進、地域包括支援センターの機能強化や地域住民等による支え合い体制の構築、障害者の生活を支える相談支援ネットワークの構築や自立に向けた就労支援、さらには、食生活や運動等を通じた健康づくりの推進、自死遺族への支援を含む総合的な自殺対策、食品の安全・安心に向けた施策の推進などに積極的に取り組み、すべての県民が住み慣れた地域で、その人らしい充実した生活を安心して快適に送ることができる環境づくりを進めていく。

なお、各施策の推進に当たっては、関係団体等との連携を図り、地域の特性を生かした効果的なものとなるよう努める。

#### (2) 重点施策

##### ① 保健・医療・福祉の連携及び総合調整

令和6(2024)年度から8期計画となる「栃木県保健医療計画」に基づき、在宅医療分野における推進を図る。

各市の在宅医療介護連携推進事業の進捗状況に応じて必要な支援を行い、在宅医療推進支援センター管内圏域連絡会議・在宅医療介護関係者向けの研修会・住民向け講演会等を関係機関と協働して開催し、在宅医療圏における人材育成や普及啓発に取り組む。

なお、平成24(2012)年度に設置した栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会を活用し、地域における災害医療体制の具体的な整備内容等の検討を進める。

また、保健・医療・福祉の総合的な調整を行い、住民に対し、より適切なサービスを提供する。

##### ② 保健・医療関係各法の実施指導

適正な保健・医療を確保するため、関係法（医療法、精神保健福祉法、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法・歯科技工士法、診療放射線技師法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律等）による適正な指導を行う。また、必要に応じ実地指導を行う。

##### ③ 健康危機管理及び災害時医療等体制の整備

安足地区の健康危機発生時に円滑に対応するため、平常時から各関係機関との連携を図りつつ、危機発生時に備え体制を整える。また、マニュアルの整備、DHEAT派遣予定者選定等、災害や感染症発生時に迅速な対応がとれるよう、医療等提供体制の整備強化を行う。

##### ④ 保健・医療・福祉の人材育成・確保

- ・ 保健・福祉等関係者の資質向上を目的とした研修会の開催及び実習学生や臨床研修医の指導を行う。
- ・ 市や関係機関・団体が実施する人材育成研修会等について助言・支援を行う。

##### ⑤ 社会福祉業務の推進充実

- ・ 障害者の自立支援のため、管内2市への情報提供を行うとともに、連絡調整を行う。

また、地域における相談支援体制の整備を推進する。

- ・ 地域住民へのきめ細かな福祉サービスを充実させるため、民生委員・児童委員並びに主任児童委員の活動を支援する。



- ・ひとり親家庭等の自立支援のため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行う。
- ⑥ 青少年の健全育成
- ・青少年の健全育成のため、少年の主張発表等の啓発活動とともに、立入調査等の環境浄化活動に取り組む。
  - また、「とちぎ心のスクラム県民運動」を推進し、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及定着を図る。
- ⑦ 母子保健対策の推進
- ・妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期への切れ目ない支援を図るため、市への技術的支援をはじめ医療、保健、教育、児童福祉等の関係機関との連携を推進し、母子保健事業を展開する。
  - 特に、精神面に課題がある妊産婦が増加しているため、周産期メンタルヘルスに関する支援体制の強化を図る。
  - ・発達障害や思春期の心の問題を抱える子ども等、育てにくさを感じる親への支援を関係機関と連携し行う。また、資質向上のための研修会、ネットワーク会議等を実施し、母子保健推進体制を整備する。
- ⑧ 精神保健福祉対策の推進
- ・平成26年4月1日以来の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の大幅改正法の施行（令和6年4月1日～）に伴う「医療保護入院に関する変更」、「措置入院に関する変更」、「虐待防止に向けた取組」、「自治体における精神保健に関する相談支援の充実」に適切に対応していく。
  - ・精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、関係機関と協力して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の推進に向けた取組を進める。
  - ・自殺予防対策の推進、メンタルヘルスの保持増進、精神疾患の予防から緊急医療、リハビリテーションに至る各段階に応じた支援について、地域精神保健・福祉・医療等の提供体制を整備する。
- ⑨ 健康長寿とちぎづくりの推進
- ・「健康長寿とちぎ推進条例」及び「とちぎ健康21プラン（2期計画）」に基づき、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる健康長寿社会を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標に、食生活、身体活動・運動、喫煙等の生活習慣の改善を支援するとともに、生活習慣病発症予防と重症化防止、企業・民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組や地域での支え合い等を支えて守るための社会環境の整備を図る。更に、市が実施する保健事業等への技術的支援を行う。
  - ・がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病などの生活習慣病予防等の普及啓発を図るとともに、市や医療機関、関係団体等と連携し、生活習慣病対策の充実を図る。
- ⑩ 難病・小児慢性特定疾病対策の推進
- ・「難病の患者に対する医療費等に関する法律」「児童福祉法の一部を改正する法律」「障害者総合支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、適正な医療の確立と医療費の負担軽減を図る。
  - ・難病患者・医療的ケア児や家族が、安心して在宅で療養できるよう、個々のニーズに応じた支援を行うとともに、難病支援関係者に対する研修や会議等を通して、支援関係者の質の向上及び地域の支援体制づくりを行う。
- ⑪ 感染症対策の推進
- ・感染症の集団発生時、まん延防止のために患者や施設の調査及び指導を強化する。また、感染症発生動向調査等により、患者発生情報の早期収集を行い、関係者に情報を発信する。
  - ・感染症の予防及びまん延防止と食中毒の予防を図るため、給食施設の監視指導を実施し、施設管理

者や職員対象の研修会等を開催する。

- ・ 結核対策においては、患者の早期発見・早期治療が感染予防上でも大変重要であることから、地域住民や医療機関及び施設職員等への結核の症状等の周知・啓発に努め、患者の服薬支援（DOTS）等を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生時に備え、健康危機対処体制等を整える。
- ・ HIV及び性感染症の知識の普及・啓発に努めるとともに、相談・無料検査を実施する。
- ・ B型及びC型肝炎ウイルス罹患者の早期発見のため、無料検査を実施し、受検しやすい体制整備を図り、検査の陽性者をフォローアップし早期治療に繋げる。
- ・ 肝炎の治療を促進するために、B型及びC型肝炎治療に係る医療費を助成する。また、肝がん予後の改善やQOLの向上、再発抑制などを目指した治療研究を促進するための仕組みづくりを目的に、医療費を助成する。

#### ⑫ 食品衛生業務の推進

- ・ 令和3（2021）年6月1日施行の改正食品衛生法に基づく許認可業務の適切な執行に努める。
- ・ 法改正により、全ての食品等事業者に義務化されたHACCPに沿った衛生管理の定着を進めていく。
- ・ 「食品衛生監視指導計画」に基づき営業施設を対象とした立入検査実施計画及び食品等の収去検査実施計画を作成し、関係部局と連携し効率的で効果的な監視指導の実施に努める。

さらに、食中毒が多発する夏期や食品流通量が増加する年末を重点的に監視指導を行う一斉取締りを実施する。

- ・ 食品等事業者によるHACCPの運用を推進するため、栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎHACCP）の認証取得促進や営業者で組織する食品衛生協会足利支部、佐野支部の指導育成に努める。

#### ⑬ 生活衛生業務の推進

- ・ 公衆衛生上の見地から県民の日常生活に密着した生活衛生関係営業者の健全な経営と衛生水準の改善向上を図るため、関係法令に基づき、各営業の許可等を行うとともに、公衆衛生上の見地から必要な監視及び指導を実施する。特に、旅館・公衆浴場におけるレジオネラ症防止対策に係る監視指導を重点的に行う。また、興行場や店舗等多数が利用する特定建築物の衛生環境の確保を図る。

#### ⑭ 薬事関係業務の推進

- ・ 医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を実施することにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図るとともに、県民への薬の正しい知識の啓発を行い、医薬品等の適正使用を推進する。
- ・ かかりつけ薬局の基本的対応、医療機関等の連携強化に加え、住民主体の健康維持・増進の支援を積極的に行う健康サポート薬局、及び今後の在宅医療や継続的な薬学的管理に対応できる地域連携薬局の普及を推進し、薬局機能の充実を図る。
- ・ 毒物劇物を取り扱う営業者等に対する監視指導等を実施し、毒物・劇物による保健衛生上の危害発生の防止を図る。
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づく法定取扱者に対する監視指導を実施し、麻薬等に起因する危害発生防止を図る。
- ・ 薬物乱用を防止し、健康で明るい県民生活を確立するため、関係機関等と連携を図りながら学校等をはじめとして栃木県薬物乱用防止指導員による啓発活動を実施する。
- ・ 医療に必要な血液製剤の安定供給を確保するため、献血思想の啓発や献血組織の育成強化を図るとともに献血の普及促進に努める。

- ・ 貴重な資源である温泉を保護し、その利用の適正化を図るため普及啓発を行うとともに、温泉採取等に関する現地調査や温泉利用施設に対しての監視指導を実施する。

## 2 主要事業

施策名・事業名	事業内容
1 保健・医療・福祉・の連携及び総合調整	<p>(1) 保健医療計画及び各種計画の進行管理等 管内の特性や実情に即した保健医療サービスの推進等の具体的施策を定めた「栃木県保健医療計画（8期計画（R6（2024）～R11（2029））」の推進を図る。また、栃木県障害福祉計画等を推進するとともに、管内2市の保健・医療・福祉に係る各種計画の策定及び推進について支援する。</p> <p>(2) 安足健康福祉センター協議会 地域保健福祉の総合的な推進を図るため協議会を開催するとともに、専門分野について協議するため、「地域医療検討部会」、「母子保健推進部会」、「健康づくり推進部会」を開催する。 ・センター協議会（委員数23名）年1～2回 ・各部会（部会委員数各13～20名）年1～2回</p> <p>(3) 安足在宅医療推進支援センター 安足在宅医療推進支援センターを設置し、在宅医療に関する関係機関相互の連携強化や他職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を支援する。</p> <p>(4) 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会 地域における災害医療体制の具体的な整備内容等の検討を行うため、災害医療コーディネーター、医療関係機関及び行政により、災害医療体制検討部会安足地域分科会を開催する。 ・委員数15名程度 年1～2回</p> <p>(5) 公衆衛生の推進 安足地区における公衆衛生を推進するため、保健衛生事業功労者表彰を実施する。 ・安足地区保健衛生事業功労者表彰状授与 11月</p> <p>(6) 保健・医療・福祉に関する情報開示及び情報収集 安足健康福祉センターのホームページを利用し、県民に各種相談、検査の案内、医療給付の制度等の情報を効果的に提供する。また、管内の地域保健に関する情報を収集・活用する。</p> <p>(7) 人口動態統計 人口動態統計の情報を収集し、公衆衛生活動の基礎資料として活用する。</p> <p>(8) 所内課長会議 所内各部門の連携強化及び効率的な事務執行を図るため、課長会議を開催する。</p> <p>(9) 所内勉強会 職員の資質向上及び事務事業の効率的かつ円滑な執行を目的とし、所内勉強会を開催する。 ・開催日 毎月1回程度</p> <p>(10) 地域医療構想調整会議並びに病院及び有床診療所会議 関係者間で病床機能報告結果の情報共有や「地域医療介護総合確保基金」の活用について協議を行う。また、病床機能を持つ医療機関等が集う場として、病院及び有床診療所会議を年2回程度開催し、病床機能に関する情報を共有する。</p>
2 保健・医療関係各法の実施指導	<p>(1) 医療法等に基づく許認可・届出事務 病院・診療所等の開設許可、変更許可、使用許可、開設届及び変更届の受理を行う。</p> <p>(2) 各種免許申請・届出事務 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法等に基づく事務を行う。</p>

施策名・事業名	事業内容
	<p>(3) 医療機関等の指導等</p> <p>① 立入検査の実施 適正な医療を確保するため、病院に対する立入検査をはじめ、有床診療所等への立入検査を実施する。</p> <p>② 精神科病院等の実地指導 精神科病院における適正な医療及び患者の人権保護の観点から、立入検査及び指導監査を行う。</p> <p>(4) 救急医療体制の充実</p> <p>① 救急医療体制の整備等 救急医療体制の整備や救急告示医療機関の指定等の事務を実施する。</p> <p>② 普及啓発 ・ 救急医療に対する県民の理解と協力を得るために、救急の日を中心に普及啓発事業を実施する。 ・ 救急法等講習会（AED講習会等）を開催する。</p>
3 健康危機管理及び災害時医療等体制の整備	<p>(1) 安足地区健康危機管理体制の整備 地域住民の健康被害の発生予防、拡大防止等のための「安足地区健康危機管理マニュアル」に基づき、危機発生時に迅速に対応するよう体制を整備強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安足地区健康危機管理連絡調整会議の開催</li> <li>・ 安足地区健康危機対策連絡会議の開催</li> <li>・ センター職員防護服着脱訓練（マスクフィットテスト含む）の実施</li> </ul> <p>(2) 安足地区災害時における医療等提供体制の整備 地域の災害時における医療救護体制等のための「地域災害医療体制運用マニュアル」を作成する等、災害発生時に迅速に対応できるよう体制を整備強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安足地域災害医療対策会議の設置</li> </ul> <p>(3) 石綿健康被害救済法による申請受付業務 平成18年3月27日法律施行に伴う同法による申請受付を行う。</p>
4 保健・医療・福祉の人材育成・確保	<p>(1) 地域保健福祉職員・管内看護職員 地域のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを推進するために、市町村職員及び保健医療福祉関係者等を対象に研修会を開催する。</p> <p>(2) 学生の実習指導 養成校と連絡調整の上、所内各部門と連携を図りながら、実施計画の作成及び実習上の助言、指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師学生</li> <li>・ 保健師学生</li> <li>・ 医学生</li> <li>・ 管理栄養士学生</li> </ul> <p>(3) 医師の臨床研修 新たな医師臨床研修の実施に伴い、研修医の実習受け入れを行う。</p>

施策名・事業名	事業内容
5 社会福祉業務の推進充実	<p>(1) 障害者福祉 障害者の地域社会での自立した生活や社会参加を推進するため、市や関係機関への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における相談支援体制の推進</li> <li>・ 圏域調整会議の開催</li> <li>・ 障害者虐待防止法への対応</li> <li>・ 特別児童扶養手当の支給</li> </ul> <p>(2) 高齢者福祉 高齢者がいきいきとした生活を送れるよう、高齢者福祉施策に関して、管内2市への情報提供等を行う。</p> <p>(3) 地域福祉 地域住民への福祉サービスを充実させるため、地域福祉推進の担い手としての民生委員・児童委員等の資質向上のための研修会を実施し、活動の支援を行う。</p> <p>(4) ひとり親家庭の福祉 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的支援を行う。</p> <p>(5) 婦人保護事業 ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に関する相談等を行う。</p>
6 青少年の健全育成	<p>管内における青少年の健全育成のための各種施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安足地区青少年育成連絡協議会の運営</li> <li>・ 少年の主張発表安足地区大会の開催</li> <li>・ 青少年の非行防止・環境浄化運動（立入調査等）の推進</li> <li>・ 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の推進</li> <li>・ ふれあい育む「家庭の日」（毎月第3日曜日）の推進</li> </ul>
7 母子保健対策の推進	<p>(1) 乳幼児健全育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合養育支援事業 養育支援関係機関連絡会議等を開催し、妊産婦とその児に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関の連携を強化し体制を整備する。</li> <li>・ 乳幼児二次健康診査 乳幼児の心身障害を早期に発見・療育するために、一次健診等で発見されたハイリスク児に二次的な健康診査及び相談、指導を実施する。</li> <li>・ 指導者研修会及び連携会議 発達に課題がある児のよりよい発達を支援するため、関係機関との連携会議を開催し、支援関係者対象の研修・事例検討等を実施する。</li> </ul> <p>(2) ようこそ赤ちゃん！支え愛事業 精神面の課題がある妊産婦とその児に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関とのネットワーク会議を開催し、養育支援関係者を対象に研修・事例検討会等を実施する。</p> <p>(3) 思春期保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの心の相談支援体制強化事業 子どもの心の問題に対応するために、「子どもの心の相談窓口」を設置し、専門職による個別相談、関係機関との調整、コンサルテーションを実施する。関係機関とのネットワーク会議を開催し、支援関係者を対象に研修を実施する。</li> <li>・ 健康教育・相談 思春期の児童生徒等が性に対して正しい知識、情報を知り、自己の性と生について主体的に行動できるように支援する。</li> </ul> <p>(4) すこやか妊娠サポート事業 大学生等に対し、妊娠や出産等に関する正しい知識（妊娠適齢期、性感染症、避妊等）の普及啓発を行い、ライフプラン設計を支援する。</p>

施策名・事業名	事業内容
	<p>(5) 母子保健推進体制の整備 母子保健施策の推進について、関係機関との連携を図り体制整備についての協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健推進部会の開催</li> <li>・ 管内母子保健担当者会議の開催</li> </ul> <p>(6) 不育症検査費用助成事業 不育症検査を受けた夫婦を対象に、治療費・検査費用の一部を助成する。</p>
8 精神保健福祉対策の推進	<p>(1) 精神保健福祉相談指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉相談（精神科医・保健師等）</li> <li>・ 家庭訪問、面接・電話相談、ケア会議</li> <li>・ 精神保健福祉援助対象者受理会議</li> <li>・ 処遇困難ケースの事例検討会、コンサルテーション</li> <li>・ 家族教室</li> <li>・ 支援関係者向け研修</li> <li>・ 健康教育</li> </ul> <p>(2) 精神保健福祉法施行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請または通報に基づく調査及び精神保健指定医の措置診察</li> <li>・ 措置入院、医療保護入院患者に対する実地審査</li> <li>・ 精神科病院の実地指導</li> <li>・ 医療保護の入退院届・入院期間更新届等の受理</li> <li>・ 精神科病院における精神障害者の虐待通告受理、報告徴収・立入調査等</li> </ul> <p>(3) 安足地区精神障害者地域生活支援ネットワーク事業 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしが送れるよう、保健、医療、福祉等関係者の連携強化及び地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進すると共に、地域住民のこころの健康の保持・増進を図ることを目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会議、部会代表者会議</li> <li>・ 部会会議（啓発部会、交流部会、地域移行支援部会）</li> <li>・ 各部会による事業（心の健康講座、交流事業、意見交換会、研修等）</li> </ul> <p>(4) 精神障害者地域移行・地域生活支援事業 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、地域移行支援に係る体制整備・地域課題に対する協議等を行い、関係機関の連携調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会</li> <li>・ ピアサポートの活用</li> </ul> <p>(5) 自殺対策事業 安足地区自殺対策連絡会において地域課題を検討し、地域住民が心豊かに安心して暮らせる環境づくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺に関する正しい知識の理解と普及啓発</li> <li>・ 相談窓口の充実</li> <li>・ ゲートキーパー養成</li> </ul> <p>(6) 自立支援医療費（精神通院医療）申請事務等</p> <p>(7) 精神障害者保健福祉手帳申請事務等</p> <p>(8) 高次脳機能障害者・発達障害児者に対する相談支援</p> <p>(9) 障害児者相談支援体制の支援（市自立支援協議会・事業所連絡会等）</p>
9 健康長寿とちぎづくりの推進	<p>(1) とちぎ健康21プランの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会の開催</li> <li>・ 地域・職域連携推進事業の実施（働く世代の健康づくり推進事業を含む）</li> <li>・ 喫煙対策啓発事業の実施及び「とちぎ禁煙・分煙推進店」登録制度の周知・登録拡大</li> <li>・ 健康長寿とちぎづくり県民会議重点プロジェクト及び健康づくりに関する啓発活動</li> <li>・ 管内2市健康づくり担当者会議の開催（市における健康づくり推進支援等）</li> </ul>

施策名・事業名	事業内容
	<p>(2) 栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的・広域的食生活指導、多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業の実施</li> <li>・ 地域の人材育成推進事業の実施</li> <li>・ 給食施設等指導事業の実施</li> <li>・ 食品表示法及び健康増進法に基づく栄養表示、誇大広告に係る相談指導</li> <li>・ 県民健康・栄養調査及び国民健康・栄養調査の実施</li> <li>・ 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」登録制度の周知及び登録拡大</li> <li>・ 外食栄養成分表示の普及</li> <li>・ 地域の食と健康づくり推進事業の実施</li> </ul> <p>(3) 生活習慣病検診等対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康増進事業補助事業（補助金交付申請及び精算事務）の支援</li> <li>・ がん検診受診促進のための情報発信等による普及啓発</li> </ul> <p>(4) 生活習慣病予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防や重症化防止のための情報発信等による普及啓発</li> <li>・ 歯科保健事業の推進</li> </ul>
10 難病・小児慢性特定疾病対策の推進	<p>(1) 指定難病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費助成の相談及び申請業務等</li> <li>・ 在宅難病患者及び家族等に対し、療養生活の相談・家庭訪問等の支援を実施</li> <li>・ 難病等在宅支援関係者連絡会の開催</li> </ul> <p>(2) 小児慢性特定疾病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費助成の相談及び申請業務等</li> <li>・ 医療的ケア児及び家族等に対し、療養生活の相談・家庭訪問等の支援を実施</li> <li>・ 医療的ケア児の協議の場を設置</li> </ul>
11 感染症対策の推進	<p>(1) 感染症対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 感染症発生時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症法に基づく届出、通報により、疫学調査等を実施</li> <li>・ 感染症発生動向調査事業に関し、管内の感染症流行状況等を情報収集し、還元処理を実施</li> </ul> </li> <li>② 感染症予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食関係や水道事業者の腸内細菌検査を実施</li> <li>・ 感染症予防機動班として、学校・社会福祉施設・集団給食施設等に対し、監視指導を実施</li> </ul> </li> </ol> <p>(2) 結核対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発生状況を把握し、管内関係機関等への情報提供や普及啓発を実施</li> <li>② 管理検診・接触者健診の実施</li> <li>③ 感染症診査協議会結核部会を開催し、結核患者に対する入院の勧告・措置、入院延長の措置等を審議</li> <li>④ 結核対策特別促進事業に関し、地域服薬支援事業（DOTS事業）を実施</li> <li>⑤ 接触者健診検討会の実施</li> <li>⑥ コホート検討会の開催</li> </ol> <p>(3) 新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ対策</p> <p>「行動計画・対策ガイドライン」等に基づき、発生時における対応体制を整備・強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所内研修及び訓練等の実施</li> <li>② 新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会の開催</li> </ol> <p>(4) エイズ・性感染症対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① HIV検査・性感染症検査の実施</li> <li>② エイズ・性感染症に関する相談、普及啓発の実施</li> </ol>



施策名・事業名	事業内容
	<p>(5) 肝炎対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ウイルス性肝炎検査の実施</li> <li>② 肝炎ウイルス検査の陽性者に対してフォローアップを実施</li> <li>③ 肝炎治療に係る医療費助成事業 肝炎治療費助成に関する相談及び申請業務等</li> <li>④ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する相談及び申請業務等</li> </ul> <p>(6) 原爆被爆者対策 健康診断や各種手当の支給等の事務処理を実施</p> <p>(7) 骨髄バンクの推進 骨髄バンク登録の実施</p>
12 食品衛生業務の推進	<p>(1) 食品の安全性の確保 食の安全確保を求める消費者の視点を重視した食品の安全安心確保対策と監視指導の強化のため、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき年度ごとに「栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、関係部局と連携し監視指導と食品等の収去検査の充実、強化を図る。また、食品衛生推進員や食品関係団体の民間活力を活用し食品等事業者の自主衛生管理を推進する等、食品の安全性の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間監視指導計画の策定と実施</li> <li>② 年間の食品等収去検査実施計画の策定と実施</li> <li>③ 夏期・年末食品の一斉監視</li> <li>④ 関係部局との連携強化</li> <li>⑤ 食品等事業者への衛生講習会の開催、食品衛生責任者の教育、食品衛生指導員活動の推進</li> <li>⑥ 家庭での食中毒予防啓発</li> <li>⑦ カンピロバクター及びノロウイルス等食中毒の予防啓発</li> <li>⑧ HACCPの普及促進</li> </ul>
13 生活衛生業務の推進	<p>(1) 生活衛生営業の監視指導 公衆浴場、旅館、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所の生活衛生関係営業施設の衛生措置の基準の遵守と施設の衛生水準の向上を図るため、監視指導を実施する。 特に旅館、公衆浴場等におけるレジオネラ症対策のため監視指導を重点的に実施する。</p> <p>(2) 特定建築物等の監視指導の推進 店舗、興行場、旅館等、多数の人が利用する建築物のうち延べ床面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物の衛生的な環境の確保を図るため、政令等で定める維持管理基準に基づき監視指導を実施する。</p>

施策名・事業名	事業内容
14 薬事関係業務の推進	<p>(1) 薬事対策の推進</p> <p>① 医薬品等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局・医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許認可を行うとともに、施設の構造設備、管理状況等について監視指導を実施する。特に医薬品医療機器等法の改正内容について周知を徹底するとともに、薬局等における薬剤師及び登録販売者による医薬品の管理及び情報提供について指導強化を図る。</li> <li>・ 毒物劇物による事故等を防ぐため、販売業者を始めシアンを取り扱う電気めっき業者等の業務上取扱者に対し、施設の構造設備、取扱責任者の管理状況等について監視指導を実施する。</li> <li>・ 麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等に起因する事故等を防止するため、薬局、医薬品販売業者及び病院、診療所などに対し、その取扱い、保管、管理等について監視指導を実施する。</li> </ul> <p>② 薬物乱用防止対策</p> <p>麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用は、社会的に大きな問題となっている。これら薬物乱用がもたらす様々な弊害について正しい知識を普及し、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを目指して各種啓発活動を推進する。</p> <p>特に、地域社会に根ざしたきめ細かな予防啓発活動を行うため、薬物乱用防止指導員による街頭キャンペーンやイベント開催時等における啓発活動、薬乱防止教室等での講師派遣を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正大麻・けし撲滅運動                             5月 1日～ 7月31日</li> <li>・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動                     6月20日～ 7月19日</li> <li>・ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動                   10月 1日～11月30日</li> </ul> <p>(2) 血液対策の推進</p> <p>献血により、血液製剤を確保するため、管内市及び地区献血推進協議会並びに関係機関と緊密な連携の下、成分献血及び400mL献血を中心に献血の普及啓発を実施する。</p> <p>(3) 温泉関係対策</p> <p>温泉の保護と適正利用を促進し、温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉利用等の許認可事務を行うとともに、源泉の実態調査及びガスの安全対策が講じられた施設をはじめとする温泉利用施設に対して監視指導を実施する。</p>

## 第3章 事業実績

### 第3章 令和5(2023)年度の事業実績

#### I 保健・医療・福祉の連携及び総合調整

##### 1 保健医療計画及び各種計画の進行管理等

栃木県保健医療計画（第8期計画（R6(2024)～R11(2029)年度）及び各種計画の推進を図った。

##### 2 安足健康福祉センター協議会

地域における保健・医療・福祉サービスの各種サービスの総合性・一体性の確保及び地域保健福祉に関する企画調整機能の強化を図るため、協議会及び各種部会を開催した。

###### (1) 安足健康福祉センター協議会

開催年月日	出席者数	開催場所	内容
R 5. 7. 31	委員 23人	安足健康福祉センター 2階大会議室	1 各部会のR4の運営結果及びR5運営状況報告 2 センター各課の主要事業実施報告 3 新型コロナウイルス感染症の振り返りについて 4 その他

###### (2) 安足健康福祉センター各種部会

地域保健医療福祉の専門分野について協議するため、部会として「健康づくり推進部会」及び「母子保健推進部会」を開催した。他に「地域医療検討部会」があるが、令和5年度の開催はなかった。

部会名	開催年月日	出席者数	開催場所	内容
健康づくり推進部会	R6. 3. 21	委員21人	安足健康福祉センター	1 部会の重点取組について 2 取組状況や課題について
母子保健推進部会	R6. 3. 5	委員17名	安足健康福祉センター	1 メンタルヘルスの課題を抱えた妊産婦を支える支援体制について 2 学童期、思春期における一次予防対策の充実について

##### 3 安足在宅医療推進支援センター

センター内に「安足在宅医療推進支援センター」を設置し、在宅医療に関する連携支援、人材育成及び普及啓発等を行った。

###### (1) 在宅医療に関する連絡会議

開催年月日	出席者数	開催場所	内容
R5. 7. 25	管内2市 7名	安足健康福祉センター	1 在宅医療・介護連携推進事業に関する取組について 2 安足地区退院調整ルールの手引き改修について 3 情報交換
R6. 3. 7	圏域連絡会議 委員20名	安足健康福祉センター	1 在宅医療・介護連携推進事業と両毛圏域における指標データについて 2 第8次保健医療計画（案）について 3 意見交換

(2) 在宅医療に関する関係者向け研修会

開催年月日	参加者数	開催場所	内容
			実績なし

(3) 在宅医療に関する住民啓発等

実施時期	内容
R5 年	「在宅医療の御案内リーフレット」について関係機関及び窓口配置。 訪問看護に関する普及啓発 DVD について、看護学生や各種研修会実施時に投影。 看護学生、医学生等を対象に「もしバナゲーム」をとおして、ACP に関する普及啓発。

(4) その他の取組

実施時期	内容
R5. 4～R6. 3 月	「看護ステーション連絡会議」への参画により、在宅医療連携における課題の共有と協議、在宅医療に関する地域データ等の提供を実施。

4 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会

R5 年度は、「安足地域災害医療体制医療マニュアル」修正版を委員 15 人宛てに送付 (R6. 3. 15) した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内容
			会議体での実績なし

5 安足管内看護職等の連絡会議

看護職員等の連携強化を目的に、連絡会議を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内容
R5. 5. 19	8 人	安足健康福祉センター 小会議室	[安足地区統括保健師等連絡会及び管内看護職員等研修 検討会] (1) 保健師の人材育成について (2) 災害対策について (3) 意見交換 (4) 令和 5 (2024) 年度 管内看護職員等研修についての 検討
R5. 10. 5	28 人	佐野市役所 6 階大会議室	管内看護職員等研修会 新任保健師研修 (1) キャリアラダーに基づいた新任保健師に求められる能力～顔の見える関係と保健師の専門性向上 (2) 保健師活動の伝承
R5. 10. 30	26 人	安足健康福祉センター 大会議室	管内看護職員等研修会 中堅保健師研修 (1) 保健師活動と PDCA サイクル～中堅保健師に必要な能力 (2) 先輩保健師からの伝承

## 6 公衆衛生の推進

保健衛生事業功労者表彰の実施

公衆衛生の発展のために献身的な活動を続け、功績が特に顕著である個人及び施設の表彰を行った。

表彰年月日	表彰区分	地区	表彰数
R5. 11. 29	個人	足利	13
		佐野	22
	団体	足利	0
		佐野	0
	施設	足利	3
		佐野	2

## 7 保健・医療・福祉に関する情報開示及び情報収集

安足健康福祉センターのホームページにおいて、県民に各種相談や検査の案内、医療給付の制度等の情報を提供した。また、管内の地域保健に関する情報を収集・活用した。

## 8 人口動態統計

人口動態は、統計法に基づく指定統計として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚届により作成され、公衆衛生活動の基礎資料として活用された。

区分 市町名	出生数	死亡数	自然 増加数	乳児 死亡数	新生児 死亡数	死産数	周産期 死亡数	婚姻 件数	離婚 件数
足利市	605	2,234	△1,629	—	—	—	—	467	179
	4.3	15.8		—	—	22.6	—	3.3	1.27
佐野市	599	1,724	△1,125	—	—	12		366	175
	5.2	15.1		—	—	19.6	3.3	3.2	1.53
管内計	1,204	3,958	△2,754	—	—	26	2	833	354
	4.7	15.5		—	—	21.1	1.7	3.3	1.39
県計	10,518	24,992	△14,474	14	6	212	32	7,154	2,658
	5.5	13.1		1.3	0.6	19.8	3.0	3.7	1.39

※下段は比率

出典：令和4(2022)年人口動態統計(確定数)の概況

[用語の説明]

- 「自然増加」 …… 出生数から死亡数を減じたもの
- 「乳児死亡」 …… 生後1年未満の死亡
- 「新生児死亡」 …… 生後4週未満の死亡
- 「死産」 …… 妊娠満12週以後の死児出産
- 「周産期死亡」 …… 妊娠満22週以後の死児出産に早期新生児死亡を加えたもの

[比率の説明]

- 「出生(死亡)率」 … 10月1日現在の人口に占める年間出生(死亡)数×1,000
- 「乳児(新生児、早期新生児)死亡率」  
 …… 年間の出生数に占める年間乳児(新生児、早期新生児)死亡数×1,000
- 「死産率」 …… 年間出産数(年間出生数+年間死産数)に占める年間死産数×1,000
- 「婚姻(離婚)率」 … 10月1日現在の人口に占める年間婚姻(離婚)数×1,000

## 9 所内課長会議

所内各部門の連携強化及び効率的な事務執行のため、月1回課長会議を開催した。

## 10 所内勉強会

センター職員の資質向上及び事務事業の効率的かつ円滑な執行を目的として、所内勉強会を開催した。

開催年月日	内 容
R5. 6. 27	指定難病について
R5. 9. 22	R5 病院立入検査実務説明会
R5. 10. 12	消耗品の購入方法
R5. 10. 26	鳥インフルエンザ発生時の対応について (防護服着脱訓練、防護従事者に対する健康調査演習)
R5. 11. 28	栃木県における薬物依存事業
R6. 1. 25	献血について
R6. 2. 26	BPR について

## 11 両毛地域医療構想調整会議（両毛地域病院及び有床診療所会議との合同会議）

少子高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中であって、両毛医療圏の医療機能の将来の必要量を推計し、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するための医療構想の実現に向けた協議のため、医療構想調整会議を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
第1回 R 5. 6. 23	合同開催 調整会議 委員 16 人 病診及び有床 会議 構成医療機関 16 人	安足健康福祉センター大会議室(2F) とWEBとのハイブリッド形式での開催	1 令和5(2023)年度地域医療構想の進め方について 2 令和4(2022)年度病床機能報告集計結果の概要(速報版) 3 外来医療の機能の明確化・連携について 4 医師の働き方改革について 5 栃木県保健医療計画(8期計画)の策定について 6 現医師確保計画の評価及び今後の取組の方向性 7 令和4(2022)年度栃木県医療実態調査結果の概要 8 両毛地域医療機器の共同利用計画について
第2回 R 5. 10. 31	合同開催 調整会議 委員 16 人 病診及び有床 会議 構成医療機関 10 人	安足健康福祉センター大会議室(2F) とWEBとのハイブリッド形式での開催	1 栃木県保健医療計画(8期計画)について 2 栃木県医師確保計画(8期計画(前期))について 3 栃木県外来医療計画(8期計画(前期))について 4 医師の働き方改革について 等 5 その他

開催年月日	医療機関数等	開催場所	内 容
第3回 R 6.3.14	合同開催 調整会議 委員 13 人 病診及び有床 会議 構成医療機関 15 人	安足健康福祉センター大会議室(2F)とWEBとのハイブリッド形式での開催	1 地域医療構想の進捗状況の検証について 2 令和5年度病床機能報告集計結果の概要(速報版)について 3 外来医療の機能の明確化・連携について 4 データでみる両毛医療圏の医療提供体制 5 両毛地域医療機器の共同利用計画について 6 その他(医師の働き方改革について等)

## 1.2 両毛地域病院及び有床診療所会議(両毛地域医療構想調整会議との合同会議)

少子高齢化の進展や病床機能の変更、医師の働き方改革等に伴い医療需要の変化が見込まれるなか、両毛地域医療構想調整会議の部会として、地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制を協議するため、病院及び有床診療所会議を開催した。

## II 保健・医療関係法に基づく事務等

### 1 医療法等に基づく許認可・届出事務

病院・診療所の開設許可、変更許可、使用許可、開設届・変更届及び廃止届の受理を行った。

委任分

令和6年4月1日現在

区 分	R4年度 繰越件数	R5年度 受付件数	計	許可 件数	不許可 件数	取下げ 件数	未処理 件数
診療所開設許可申請		7	7	7			
病院使用許可申請		8	8	8			
診療所使用許可申請		3	3	3			
R5年度計		18	18	18			
R4年度計		10	10	10			

### 2 各種免許申請・届出事務

医師法、歯科医師法、保健師・助産師・看護師法、診療放射線技師法等に基づく事務を行った。

令和6年4月1日現在

区 分	R4年 度 繰 越 件 数	R5年 度 受 付 件 数	計	進 達 件 数	未 処 理 件 数	進達処理結果			
						許 可 件 数	不 許 可 件 数	取 下 げ 件 数	未 処 理 件 数
准看護師免許証新規申請		32	32	32		32			
准看護師免許証書換交付		12	12	12		12			
准看護師免許証再交付		2	2	2		2			
R5年度計		46	46	46		46			
R4年度計		61	61	61		60	1		



令和6年4月1日現在

区 分	R4 年 度 繰 越 数	R5 年 度 受 付 数	計	進 達 件 数	未 処 理 数	進達処理結果			
						許 可 件 数	不 許 可 数	取 下 件 数	未 処 理 数
栄養士免許証新規申請		19	19	19		19			
栄養士免許証書換交付		13	13	13		13			
栄養士免許証再交付		1	1	1		1			
R5 年度計		33	33	33		33			
R4 年度計		36	36	36		36			

### Ⅲ 医療機関の指導監査等

#### 1 医療機関等の指導等

(1) 適正な医療を確保するため、病院等に対する医療監視をはじめ、各種立入検査を実施した。

医療施設数

令和6年4月1日現在

区分 市町名	病 院						診 療 所				歯科診療所	医療法人
	施設数	病床数					施設数	有床		無床		
		一般	療養	結核	精神	感染症		施設数	病床数			
足利市	12	1,028	309	0	440	0	109	9	120	100	81	72
佐野市	4	629	198	0	234	4	102(1)	3	41	99(1)	64(1)	52
計	16	1,657	507	0	674	4	211(1)	12	161	199(1)	145(1)	124

※ ( ) は、休止中の施設

施術所数

令和6年4月1日現在

区分 市町名	あん摩マッサージ、はり、きゅう	柔道整復
足利市	134	86
佐野市	72	51
計	206	137

医療監視

施設等種別	医療監視対象	実施数	備 考
病 院	16 件	16 件	結果：指摘事項 4件 指導事項 1件
有床診療所	11 件	3 件	結果：指摘事項 2件 指導事項 2件

(2) 精神科病院の实地審査

精神科病院における適正な医療及び患者の人権保護等の観点から、立入検査及び指導監査を実施した。

実施期間	令和5年11月1日～令和5年12月15日
精神保健指定医	延べ6名
診察件数	18件（措置入院患者1名 医療保護入院患者17名）
審査結果	すべて「適」

## 2 救急医療体制の充実

(1) 救急医療体制の整備

救急医療体制の整備や救急告示医療機関の指定等を行った。

	市町	医療機関名	告示年月日	一般病床数	備考
1	足利市	足利赤十字病院	R5.2.1	500床	
2	〃	足利第一病院	R5.2.1	57床	
3	〃	今井病院	R5.8.1	86床	
4	〃	本庄記念病院	R6.2.1	70床	
5	〃	皆川病院	R4.8.1	48床	
6	佐野市	佐野厚生総合病院	R5.2.1	406床	
7	〃	佐野市民病院	R5.2.1	138床	

(2) 普及啓発

救急医療に対する理解と協力を得るために、普及啓発事業を実施した。

救命には正しい応急処置を迅速かつ的確に行う必要があるため、応急処置等の知識及び技術の普及を行う必要があることから、管内消防署の協力を得て、AED（自動体外式除細動器）設置施設に勤務する県職員を対象としてAED等を用いた各種救急法の理論と実技を習得するための救急法等講習会を開催した。（令和5年度は、参加者の範囲を縮小し、県職員のみを対象とし実施した。）

開催年月日	場所	出席人数	内容
R6.1.17	安足健康福祉センター 2階大会議室	10名	応急手当の基礎知識（講話） 心肺蘇生の流れ（DVD視聴による） 実技によるAED、心肺蘇生法

#### IV 健康危機管理及び災害時医療体制等の整備

##### 1 安足地区健康危機管理体制の整備

地域住民の健康被害の発生予防、拡大防止等のための「安足地区健康危機管理マニュアル」に基づき、危機発生時に迅速に対応可能な体制を整備強化した。

実施年月日	対象者	内容
R5. 4. 1～ R6. 3. 31	安足健康福祉センター 職員	住民等からの健康危機に関する情報を留守番電話で受信し、その後携帯電話でその住民等に電話し、情報の収集を図るとともに、関係者に連絡し健康危機拡大を防ぐ。

##### (1) 所内訓練等

災害発生時に備え、毎月衛星携帯電話の操作訓練(40人参加)を実施。

##### (2) 研修会

開催年月日	出席者数	開催場所	内容
			実績なし

##### 2 安足地区災害時における医療等提供体制の整備

地域における災害医療体制の具体的な整備内容等の検討を行うため、栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会安足地域分科会を平成25年に設置している。

##### 3 石綿健康被害救済法による申請受付業務

平成18年3月27日施行の同法に基づく申請受付業務を行った。

## V 保健・医療・福祉の人材育成、確保

### 1 介護保険関係者研修

要介護認定の公正・公平化を図るために、調査員及び審査会委員等への研修を実施した。

#### (1) 介護認定調査員研修

研修名	開催方法	内 容
新任研修	e-ラーニング (新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当面の措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定手続き及び要支援認定に関する基本的な考え方</li> <li>・認定調査の実施方法について、等</li> </ul>

#### (2) 介護認定審査会委員研修

研修名	開催方法	内 容
新任研修	e-ラーニング (新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当面の措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の概要</li> <li>・要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢</li> <li>・要介護認定等基準の考え方</li> <li>・介護認定審査会の手順、等</li> </ul>

### 2 地域保健福祉職員・管内看護職員研修

地域のニーズに対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを推進するための人材育成を目的に、管内の看護職及び保健医療福祉関係者等を対象に研修会を開催した。

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R5. 5. 8	15 人	安足健康福祉センター 大会議室	第1回所内保健師等研修会 (1) 保健師等の記録について (2) 栃木県保健師現任教育指針について
R5. 8. 30	14 人	安足健康福祉センター 大会議室	第2回所内保健師等研修会 (1) 地域診断について
R5. 10. 5	28 人	佐野市役所 大会議室	管内看護職員等研修会 新任保健師研修 (1) キャリアラダーに基づいた新任保健師に求められる能力～顔の見える関係と保健師の専門性向上 (2) 保健師活動の伝承
R5. 10. 30	26 人	安足健康福祉センター 大会議室	管内看護職員等研修会 中堅保健師研修 (1) 保健師活動と PDCA サイクル～中堅保健師に必要な能力 (2) 先輩保健師からの伝承

開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
R5. 11. 27	11 人	安足健康福祉センター 大会議室	第3回所内保健師等研修会 (1) 伝達研修 「令和5年度栃木県 DPAD 隊員フォローアップ研修」 (2) 講話 「自然災害時の保健活動について～災害時の保健師派遣～」

### 3 学生等の実習指導

公衆衛生活動をとおして、保健と医療及び福祉との関連や活動のあり方等の理解を目的とした学生指導を実施した。

区 分	受入れ学校数	グループ延数	実習延日数	実習実人数
保 健 師 学 生	5 校	1 4 G	5 5 日	4 5 人
医 学 生	2 校	2 G	9 日	7 人
管 理 栄 養 士 学 生	—	—	—	—
臨 床 研 修 医	1 病院	1	1 0 日	1 人
計	8 か所	1 7 G	7 4 日	5 3 人

## VI 社会福祉の推進

住民が主体的に参加し創造する社会を実現し、また障害者や高齢者、全ての人が生活しやすい環境づくりを推進するために、民間福祉活動の中心的役割を担う市町社会福祉協議会や市関係課と連携し、民生委員・児童委員の研修など、地域福祉の総合的推進を図る。

### 1 障害者福祉の推進

障害者に対し、地域の実情に合った適切な支援ができるよう会議等を実施した。

#### (1) 圏域調整会議

圏域の障害者福祉施策等に関し、県障害福祉課、管内2市（足利市、佐野市）、関係機関との連携調整を進めるため、圏域で主催した圏域ごとの会議及び県障害福祉課主催の全体会が開催された。

実施年月日	参加者数	会 場	内 容
R5. 7. 19	21 人	安足健康福祉センター 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について</li> <li>・令和5（2023）年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について</li> <li>・令和4（2022）年度精神科入院患者調査の結果について</li> <li>・県内の市町別医療的ケア児等コーディネーター養成状況</li> <li>・医療的ケア児把握調査の結果及び生活実態・ニーズ調査について</li> <li>・発達障害者の支援体制について</li> <li>・高次脳機能障害の支援について</li> <li>・優先調達の実績と推進について</li> <li>・「とちぎナイスハート・プラン」の策定について</li> </ul>
R5. 10. 31	73 人	県庁東館4階 講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況について</li> <li>・「障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について①成果目標について②圏域ビジョンの方向性について</li> <li>・障害福祉課からの情報提供</li> <li>・その他</li> </ul>

#### (2) 障害児を監護・養育する父母等への経済的支援の推進

特別児童扶養手当支給対象障害児数

令和6年3月31日現在

市町名	1 級	2 級	計
足利市	1 1 2 人	1 1 5 人	2 2 7 人
佐野市	1 1 0 人	1 4 4 人	2 5 4 人
計	2 2 2 人	2 5 9 人	4 8 1 人

### 2 高齢者福祉の推進

高齢者福祉施策に関して、管内2市への情報提供、支援を行った。

### 3 地域福祉の推進

#### (1) 民生委員・児童委員の活動

すべての住民が安心して生活できる地域社会をつくるため、各地域に配置された民生委員・児童委員は、地域住民に対し、日々の訪問活動等を通じて各種支援事業等についての情報提供を行うほか、幅広い福祉相談に応じている。

※ 民生委員（法により児童委員を兼ねる）の定数は法令に基づき市町の世帯数によって定められ、主任児童委員の定数は法に基づき設置される民生委員協議会の構成人数に応じて定められている。

#### (2) 民生委員・児童委員研修の開催

民生委員・児童委員の資質向上のため、研修会を開催した。

研修名	開催年月日	出席者数	開催場所	内 容
地区別民生委員・児童委員研修会	R6.2.19	513 人	あしかがフラワーパークプラザ文化ホール	「地域福祉の推進における民生委員の役割」～社会福祉の動向を踏まえて地域に根差した活動をする～ 講師 国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野責任者 教授 小林 雅彦 氏

民生委員・児童委員委嘱状況

令和6年3月31日現在

区分 市 町	民生委員・児童委員数	主任児童委員数
足 利 市	287人	48人
佐 野 市	242人	30人
計	529人	78人



#### 4 母子父子寡婦等の福祉

管内の母子家庭・父子家庭等の福祉の推進のための施策を実施した。

##### (1) 母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付及び償還指導

母子（父子・寡婦）福祉資金の貸し付けにより、ひとり親世帯の自立を支援した。

(母子福祉資金貸付状況)

令和6年3月31日現在

区分 市町名	貸付金の内訳(件)					( )内は継続	支払金額 (円)
	修学資金	就学支度資金	修業資金	生活資金	その他	計	
足利市	0(5)	6	0	2	1	9(5)	14,138,552
佐野市	1(12)	0	0	0(1)	0	1(13)	2,376,000
計	1(17)	6	0	2(1)	1	10(18)	16,514,552

(父子福祉資金貸付状況)

令和6年3月31日現在

区分 市町名	貸付金の内訳(件)					( )内は継続	支払金額 (円)
	修学資金	就学支度資金	修業資金	生活資金	その他	計	
足利市	1(1)	1	0	0(1)	0	2(2)	1,966,000
佐野市	—	0	0	0	0	0	0
計	1(1)	1	0	0(1)	0	2(2)	1,966,000

(寡婦福祉資金貸付状況)

令和6年3月31日現在

区分 市町名	貸付金の内訳(件)					( )内は継続	支払金額 (円)
	修学資金	就学支度資金	修業資金	生活資金	その他	計	
足利市	—	—	—	—	—	—	0
佐野市	—	—	—	—	—	—	0
計	—	—	—	—	—	—	0

#### 5 婦人保護事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に関する広報啓発等を行った。

## Ⅶ 青少年の健全育成

栃木県青少年健全育成条例に基づき安足地区青少年育成連絡協議会、安足教育事務所、足利市青少年センター、佐野市少年指導センターをはじめとする関係機関と連携しながら、立入調査等を行うとともに、少年の主張発表安足地区大会や青少年のための良い環境づくり推進事業を実施すること等により、青少年の健全育成を図っている。

### (1) 少年の主張発表安足地区大会の状況

実施年月日	会 場	発表者数	応募者数
R5.9.7	あしかがフラワーパークプラザ 小ホール	22 人	1,162 人

### (2) 立入調査の実施状況

実施年月日	参加者数	件 数
R5.7.7	13 人	20 か所
R5.11.7	13 人	20 か所

## VIII 母子保健対策の推進

### 【目的】

思春期から妊娠・出産・子育てという一連のライフサイクルにおいて、母子ともに健康を維持・増進できるよう支援する。

### 1 総合養育支援事業

市町の未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行うとともに、広域的な観点から、未熟児に対する保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化に努め、地域における未熟児に対する効果的なフォローアップ体制の整備を図ることを目的としている。

#### (1) 養育支援関係機関連絡会議及び管内母子保健担当者会議

管内の産科医療機関及び行政機関が母子保健の現状や課題を共有し、妊産婦等への切れ目ない支援の一助とするため、連絡会議を開催した。

実施日	参加機関	内容
R5. 11. 21	地域周産期医療機関、分娩取扱診療所、有床精神科医療機関、市健康増進課、市児童福祉担当課、県南児童相談所、県子ども政策課計 17 機関	意見交換 (1) 県及び各市における母子保健福祉事業について (2) メンタルヘルスを含む周産期対策における医療と保健福祉の連携について ア 各機関における妊産期のメンタルヘルスと産後うつ支援の現状と課題について イ 医療と地域連携に関する現状と課題について

### 2 乳幼児健全育成事業

乳幼児の心身障害の早期発見・早期療育を目的に、ハイリスク児に対する診察・相談・指導を行い、保護者等への育児支援と児のより良い発達を促すため、療育機関と連携し早期療育に向けた支援をしている。

#### (1) 乳幼児二次健康診査事業

心身障害児の早期発見と早期療育を目的に、足利・佐野 2 地区で専門医による乳幼児二次健康診査を実施した。

実施地区	実施回数	受診児数 (延)
足利地区	12	58
佐野地区	12	62

\*令和 6 年 3 月 31 日現在

\*未受診数を除く

## (2) 発達障害児支援事業

発達支援が必要な児の指導等に当たる関係職員の資質向上を目的に、栃木県発達障害者地域支援マネージャーとの共催にて研修会を開催した。

実施日	参加者数	会 場	内 容	講 師
R5. 10. 17	71 名	安足健康福祉センター	基礎研修 発達障害の基本的な理解、事業所における職員のメンタルケア、県及び管内における発達障害支援について	県発達障害者支援アドバイザー 県発達障害者地域支援マネージャー 県発達障害者支援センターふお一ゆう 安足健康福祉センター保健師
R5. 11. 20	39 名	安足健康福祉センター	実践研修 発達障害児支援事業所における発達支援の取組の実践報告事例検討	県発達障害者支援アドバイザー

## 3 思春期保健対策

思春期は、心身の成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である。そのため、思春期の子どもたちへの正しい知識の普及のため専門相談・健康教育・研修会等を実施している。

### (1) 健康教育

管内の定時制高校を対象に思春期講話を実施した。

その他、予期しない妊娠への相談窓口「にんしん SOS とちぎ」の周知を実施した。

実施日	参加者数	会 場	内 容	講 師
R5. 6. 15	高校生 240 名 教員 数名	足利高校	相談窓口周知	安足健康福祉センター保健師
R5. 6. 28	高校生 7 名 教員 4 名	足利工業高校（定時制）	思春期教室	安足健康福祉センター保健師
R5. 8. 10	小学生 12 名 職員 8 名 中高生 4 名 職員 4 名	泗水学園	思春期教室	安足健康福祉センター保健師

### (2) 子どもの心の相談支援体制強化事業

近年、児童虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、摂食障害、小児うつ病等の子どもの心の問題に対するケアが重要となっており、支援体制の一層の充実が求められている。そのため、心の問題を抱えた子どもに適切な支援を行うことを目的に、平成 27 年 7 月から「子どもの心の相談窓口」を設置し、保健・医療・福祉・教育等の支援機関等を対象に、心理士と保健師による相談やコンサルテーションを実施している。

#### ・子どもの心の相談窓口

令和 6 年 3 月 31 現在

開催回数	相談件数 (延べ)	相談者 (延べ)			主な相談内容				コンサル テーシ ョン
		支援 機関	保護者	本人	不登校	発達障 害疑い	自傷 行為	その他	
3 回	3 件	0 名	3 名	1 名	2 件	2 件	1 件	2 件	1 回 1 件

・地域ネットワーク会議（母子保健推進部会と兼ねて開催）

実施日	参加者数	内容
R6. 3. 5	委員 17 名	議題 1 県及び各市における母子保健福祉事業について 2 メンタルヘルスを含む周産期対策における医療と保健福祉の連携について

・支援機関職員等に対する研修会

支援機関職員の資質向上や関係者の連携強化を目的に、アルコール依存症支援関係者研修と兼ねて研修会を開催した。

実施日	参加者数	会 場	内 容	講 師
R6. 1. 26	32 名	安足健康福祉センター	アルコール依存症支援関係者研修 アルコール依存症の病態、アルコールがもたらす身体や周囲（子どもを含む）への影響等 当事者及び家族への支援	大平下病院 島田 直子医師

#### 4 母子保健推進体制の整備

広域的な母子保健・医療・福祉・教育の施策を推進するため、母子保健推進部会を開催した。この部会は、国が母子保健事業の充実強化の一環として、健康福祉センター（保健所）に設置を求めている「母子保健推進協議会」に相当するもので、安足健康福祉センター協議会設置要綱に基づき設置されている。

母子保健に関して、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援や、思春期保健をはじめ子どもの心の問題等について関係機関と幅広く検討できる場として、「子どもの心の相談支援体制強化事業地域ネットワーク会議」を兼ねて開催している。

(1) 安足健康福祉センター協議会 母子保健推進部会

実施日	参加者数	内容
R6. 3. 5	委員 17 名	議題 1 メンタルヘルスの課題を抱えた妊産婦を支える支援体制について 2 学童期、思春期における一次予防対策の充実について

## 5 特定不妊治療費助成事業・不妊対策

不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療費の一部助成を実施していたが、令和4年4月から不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、原則廃止。令和4年度は、経過措置として、令和3年度以前に開始され、令和4年度中に終了した年度またぎの治療を対象に治療費の一部助成を実施していたが、令和5年5月31日の申請期限をもって終了した。

### (1) 特定不妊治療費助成事業

指定医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成した。

令和5年5月31日現在

	足利市	佐野市	計
申請数	0件	2件	2件

### (2) すこやか妊娠サポート事業

将来、妊娠や出産を迎えることが想定される大学生等を対象に、妊娠や出産等に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ライフプランの設計を支援するために、管内の助産師と連携し健康セミナーを実施していたが、今年度は対象校から実施希望なく、実施なし。

## IX 精神保健福祉対策の推進

### 【目的】

精神障害者の保健医療施策の充実を図るとともに、地域生活定着の援助並びに社会参加を促進するため、精神保健福祉施策の推進を図る。また、地域住民の精神的健康の保持・増進を図ると共に、精神疾患への理解を深め、精神障害者が安心して生活できる地域社会を目指す。

### 1 精神保健福祉法施行関係

#### (1) 診察及び判定

申請通報等処理件数 精神保健福祉法に基づく申請・通報・診察件数

令和6年3月31日現在

区 分	※1 申請・通報・届出件数	調 査			緊急措置診察			措置診察		
		件数	結果		件数	結果		件数	結果	
			診察不要	診察要		措置不要	※2 要措置		措置不要	要措置
法第22条 (一般人の申請)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 (警察官の通報)	30	30	7	23	16	7	9	16	3	13
法第24条 (検察官の通報)	3	3	2	1	0	0	0	1	0	1
法第26条 (矯正施設の長)	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 (精神科病院の管理者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	37	13	24	16	7	9	17	3	14

(※1) 前年度からの継続を含む

(※2) 緊急措置診察の結果、要措置となった者には精神保健指定医2名による診察（措置診察）を実施する。

#### (2) 措置入院患者等に対する実地審査

措置入院患者等について、入院先以外の精神保健指定医による診察を実施し、入院の適正性を審査するもので、令和5(2023)年度は管内精神科病院6か所、18名の患者を対象に実施した。

実施時期	精神保健指定医 ※()は延べ人数	対象入院者	審査結果	
			適	不適
R5.11.1 ～ R5.12.15	6人(6人)	措置 1人	1人	
		医療保護 17人	17人	

### (3) 精神科病院の实地指導

精神障害者の人権を尊重した医療の保護及び保護の適正性を図るために、精神科病院入院患者の処遇状況等について令和5(2023)年度は6病院に対して实地調査及び指導を行った。

対象精神科病院	実施時期	指導結果	主な指導事項
管内6病院	R5.11.1 ～ R5.12.15	文書指導 4病院	医療保護入院時の診察・判定に係る記録の診療録への記載の厳守 医療保護入院の入院期間継続(延長)に係る診察記録の診療録への記載の厳守 身体拘束を行った部位の診療録への記載 身体拘束又は12時間超隔離に係る記録の診療録への記載の厳守 身体拘束中の患者に対する1日頻回の診察実施 任意入院後1年又は2年ごとの同意再確認 電話制限を行った理由等の診療録への記載 医療保護入院の退院届及び定期病状報告の提出期限厳守

## 2 自立支援医療費(精神通院医療)

自立支援医療費(精神通院医療)は、受給者証を所持することにより医療費の自己負担額が原則1割となり、継続的な通院に繋がることが期待できる。

令和6年3月31日現在

区分	受給者数	計
足利市	2,167人	4,146人
佐野市	1,979人	

## 3 精神障害者保健福祉手帳

令和6年3月31日現在

区分	交付件数			
	1級	2級	3級	計
足利市	253	810	268	1,331
佐野市	185	770	328	1,283
計	438	1,580	596	2,614



#### 4 精神保健福祉相談指導事業

##### (1) 精神保健福祉相談

心の問題を抱えている人やその家族等からの相談に精神科医師・保健師等が予約制で対応している。  
相談内容としては、精神疾患の疑いが多かった。

令和6年3月31日現在

回数	件数	従事者数		相談内容						
		医師	保健師等	精神疾患の疑い	精神障害者への対応	不安・こだわりの訴え	抑うつ・落ち込みの訴え	生き方・性格・対人関係	嗜癖	その他(引きこもり)
7回	14件	7人	11人	10件	0件	0件	1件	1件	2件	0件

##### (2) 個別相談実施状況

令和5(2023)年度の保健師等による個別相談(延件数)は、面接210件、訪問133件、電話1,610件であった。

令和6年3月31日現在

区分	実件数	延件数
面接	108	210
訪問	76	133
電話		1,610

援助対象者の内訳(年齢別・性別人数)

令和6年3月31日現在

区分	男性		女性		計	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
19歳以下	8	9	6	8	14	17
20～29歳	5	12	8	8	13	20
30～39歳	7	10	4	7	11	17
40～49歳	16	20	6	12	22	32
50～59歳	7	14	3	8	10	22
60～69歳	3	6	3	5	6	11
70歳以上	6	8	5	9	11	17
不明	1	1	0	0	1	1
計	53	80	35	57	88	137

援助対象者の主訴分類別人数

令和6年3月31日現在

主訴分類	新規	継続	計
精神障害に基づくもの	58	94	152
精神障害の疑い	9	15	24
精神障害への対応	49	79	128
精神障害のリハビリ	0	0	0
年金・手帳等	0	0	0
神経症的悩み	6	12	18
不安・こだわりの訴え	2	3	5
抑うつ・落ち込みの訴え	2	3	5
生き方・性格・対人関係の悩み	2	6	8
嗜癖の問題	5	10	15
アルコール相談	4	9	13
薬物依存	0	0	0
食行動	0	0	0
その他	0	0	0
ギャンブル依存	1	1	2

主訴分類	新規	継続	計
発達・発育上の問題	1	2	3
不登校	2	2	4
不登校以外の学校生活問題	0	0	0
非行・反社会的行動	3	3	6
虐待問題	0	0	0
職場・仕事に関する悩み	4	4	8
家庭・家族の問題	4	4	8
性の問題	0	0	0
認知症に関する問題	1	1	2
その他	4	5	9

(3) 精神保健福祉援助対象者受理会議・見直し検討会

受理会議

令和6年3月31日現在

開催回数	受理件数	検 討 結 果				
		継続援助	相談時対応	今回のみ	他機関紹介	その他
20回	88件	49件	34件	5件	0件	0件

見直し検討会

令和6年3月31日現在

開催回数	検討件数	検 討 結 果	
		継続援助	援助終了
2回	137件	85件	52件

(4) 事例検討会

処遇困難事例や医療観察法による処遇事例の検討会等に参加（実施）し、関係機関の連携強化や相談機関としての資質向上を図った。

令和6年3月31日現在

開催回数	延参加者数	内 容
13回	156名	処遇困難事例等についての対応を検討

## 5 安足地区精神障害者地域生活支援ネットワーク会議及び事業

精神障害者への支援、社会参加を促進するためのネットワーク構築及び連携強化を目的に開催している。併せて関係者の人材育成・資質向上を図る場となっている。

事業名	開催回数	延参加者数	主な内容 (R5 実績)
安足地区精神障害者地域生活支援ネットワーク事業全体会議	0回	0回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けた取組（普及啓発・住宅確保支援・高齢福祉と障害福祉との連携ほか）</li> <li>・グループホーム及び高齢者施設へのアンケート</li> <li>・自殺対策に関する取組</li> <li>・こころの健康講座の開催</li> <li>・施設利用者が制作した作品（貼り絵）の展示</li> </ul>
地域移行支援部会 (高齢者施設との意見交換会含む)	2回	41人	
交流部会 (交流事業含む)	3回	19人 (ほか施設入所者多数)	
啓発部会 (こころの健康講座含む)	3回	181人 (うち、こころの健康講座153名)	

※注：延参加者数は、安足健康福祉センターの職員を除く

## 6 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者に対し、地域移行・地域定着支援の推進を図り、退院後の地域生活支援等を行う。

長期入院患者の高齢化に伴い、管内高齢者施設やグループホームへの調査や、情報交換会の機会を設け、精神障害者を受け入れる上での課題について共有し、精神障害者の日常生活支援の充実及び関係機関の連携の強化を図った。

ピアサポーターの活用については、地域移行支援部会の部会員として活用した他、精神障害者等が地域で安心して生活できるよう、ピアサポーター自身の体験談を踏まえ、地域住民に対し精神疾患の理解促進を図る機会として活用した。

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

栃木県保健医療計画及び栃木県障害福祉計画に基づき、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療、福祉等の関係者による地域課題の共有や、両毛圏域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議を行うことを目的に、「安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を設置している。

事業名	開催回数	参加者数	主な内容
安足地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会	1回	21名 (うち、リモート参加2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安足地区における構築推進事業の現況</li> <li>・令和5年度における各部会の取組報告</li> <li>・安足管内における目標値の設定</li> <li>・今後の取組方針</li> </ul>

※注：参加者数は、安足健康福祉センターの職員を除く

## 8 自殺対策

自殺の予防・危機の対応・事後対応の包括的な支援を展開することにより、自殺の社会的要因も踏まえた総合的な対策を推進している。

令和5(2023)年度は、表のとおり9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間に合わせて、普及啓発を図った。

	内 容	対 象	回数・人数等
普及啓発	自殺予防週間キャンペーン(9月)	一般住民	管内高校、管内社会福祉協議会、管内公共、職業安定所の計17カ所へポケットティッシュ配布。
	自殺対策強化月間(3月)	一般住民	職業安定所、社会福祉協議会、管内高等学校、大学等の計46カ所にチラシを配布(足利市・佐野市と共同で実施)。

## 9 アルコール家族教室

アルコール健康障害に関わる家族が、アルコール健康障害についての正しい知識を身につけ、対応方法を学び、家族自身のメンタルヘルスの向上を図り、アルコール健康障害を抱える御本人の治療と回復を促す機会に帰することを目的として実施している。

令和5(2023)年度においては、依頼のあった企業向けのアルコールセミナーの開催、講師を招いてアルコール依存症支援関係者研修を実施することで、アルコール依存症に関する理解の普及啓発や支援関係者の資質向上を図った。

### 10 高次脳機能障害者・発達障害者に対する支援

関係機関の連携のもと、総合的な支援体制の整備を図ることを目的に拠点機関が協議会を開催している。令和5(2023)年度については参加していない。

#### 11 障害者相談支援体制の支援

相談技術の向上と関係機関のさらなる連携強化をめざし、相談支援専門員等の連絡会の運営に協力した。また、障害者相談支援体制については、管内2市の地域自立支援協議会の運営等に協力した。

[地域自立支援協議会等への参加]

市町名	出席回数	検討内容	延従事者数
足利市	17	運営会議、全体会、事例検討部会等への出席	17
佐野市	5	自立支援協議会、幹事会、児童部会等への出席	5

## X 健康長寿とちぎづくりの推進

### 1 とちぎ健康21プラン（2期計画）の推進

平成26年4月1日に施行された「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき、管内住民が心身ともに健やかに歳を重ねていくことができるよう、また、自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践できるよう、基本計画である「とちぎ健康21プラン（2期計画）」に沿って、食生活・運動・喫煙等の生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化防止、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、健康を支え守るための社会環境の整備を管内2市及び多様な関係機関等と連携しながら推進する。

#### (1) 安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会

安足管内は、脳卒中、心疾患、胃がんなどの死亡率が高く、そのリスクである高血圧者、肥満者の割合も県平均より高い状況にある。また、適切な受療行動に結びつけるための特定健診やがん検診の受診率が県平均より低い状況にある。

安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会では、地域の保健医療関係者、教育関係機関、健康増進に係る団体および関係者と連携協力し、地域が一体となって地域特性に応じ、生涯を通じた健康づくり施策を効果的に推進することを目的に、①ネットワーク構築・情報共有、②健診受診率向上対策の推進、③喫煙対策の推進、④「健康な食事」の普及啓発を重点取組として実施している。

#### <会議の開催>

開催年月日	参加者	内 容
R6.3.21	21機関	部会の重点取組について協議。併せて、参加機関の健康づくりの取組状況や課題について共有した。

#### <「安足健康Net通信」の発行・配信>

関係機関等が連携して正しい知識や健康づくり事業等の情報を収集・発信・共有することにより、効果的な健康づくり事業の推進、管内住民の健康づくりの増進に資することを目的に、健康づくり（コロナ禍における対応も含む）や生活習慣病の予防・啓発に関する情報を掲載した。

主に安足健康福祉センター協議会健康づくり推進部会を構成する団体等に配信するとともに、安足健康福祉センターのホームページにも掲載し、普及啓発を図った。

発行月：普及啓発内容		
5月：喫煙対策	6月：歯科、健（検）診	7月：食事、フレイル
10月：糖尿病	12月：適正飲酒、運動	3月：女性の健康、こころの健康

#### (2) 管内2市健康づくり事業担当者会議

県の健康づくりプランの推進および管内各市における健康づくり事業を効果的に推進するため、担当者会議を実施した。

開催年月日	会場	出席者	内 容
R5.7.13	安足健康福祉センター	10人	管内2市健康づくり事業担当者会議 ・令和5年度健康づくり事業の取組について ・健康づくり事業の意見交換 ・安足健康福祉センターからフレイル予防プロジェクト等についての情報提供

### (3) 地域・職域連携推進事業

地域保健・職域保健が連携し、以下のとおり働く世代の健康づくりに関する普及啓発を行った。

#### <働く世代への健康情報発信>

働く世代や安足地区の健康課題解決に向けて、「安足健康福祉センター健康づくりかわら版（以下、かわら版という）」を作成。商工会議所会報へかわら版の記事を掲載する他、労働基準協会から会員事業所へかわら版を配付してもらうことで、働く世代の健康づくりを推進した。

配信先（職域関係団体）	配信回数	内 容
足利商工会議所、佐野商工会議所、足利市坂西商工会、佐野市あそ商工会、足利労働基準協会、佐野労働基準協会 （※足利市坂西商工会は6、10、1月、佐野市あそ商工会は6、11、1月のみ配信）	4回	4月：春に起こりうる体調不良の予防と対策について 6月：禁煙・健（検）診受診のすすめ 9（10、11）月：健康な食事について 1月：規則正しい生活習慣について

#### <健康教育>

企業の管理者や従業員を対象として、働く世代の健康づくりに関する健康教育を実施した。

開催年月日	会 場	参加者	内 容
R5. 7. 4 R5. 10. 2	両毛ヤクルト販売(株)	84人	「アルコール依存セミナー」として、アルコール依存症と適正飲酒の二つの内容で構成した講話を健康支援課と協働で実施。
R5. 7. 27	あしかがフラワーパークプラザ	58人	「こころとからだの健康づくり」として、メンタルヘルスや生活習慣病予防等の普及啓発を目的とした講話を実施。 ※足利労働基準協会主催の「THP 推進協議会」内にて実施。
R5. 9. 12	佐野市勤労者会館	67人	「こころとからだの健康づくり」として、メンタルヘルスや生活習慣病予防等の普及啓発を目的とした講話を実施。 ※佐野労働基準協会主催の「全国労働衛生週間準備説明会」にて実施。
R5. 12. 14	ハートランド・データ(株)	15人	「健康を維持するための日々の生活」として、健康増進及び生活習慣病予防の普及啓発を目的とした講話を実施。

### (3) 喫煙対策事業の実施及びとちぎ禁煙推進店登録制度の周知・登録拡大

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設等の区分に応じて、原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙が義務づけられた。令和2年4月の全面施行に伴い、制度の普及啓発及び相談対応、違反施設への指導を行った。

#### <とちぎ禁煙推進店（施設）登録制度>

施設の「敷地内禁煙」もしくは「屋内禁煙」に取り組む店舗について、禁煙推進店の申請受付・登録・情報管理を実施した。管内登録店（施設）数は92店舗（敷地内禁煙35店舗、建物内禁煙57店舗）。

(4) 健康長寿とちぎづくり県民会議重点プロジェクト及び健康づくりに関する啓発活動

国や県が主催する取組（禁煙週間や健康増進月間等）に併せて健康づくり関係団体等と連携しながらリーフレット類の配布や所内掲示による普及啓発活動を行い、健康に関する知識の周知を図った。

(5) 市町支援

管内2市の「健康あしかが21プラン（2期計画）」「さの健康21プラン（第2期計画）」を推進するため、健康指標に係るデータ提供等を行い支援した。

## 2 栄養改善及び食生活改善環境整備対策の推進

生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善、健康づくり等を家庭・職場・地域が一体的に、また、総合的に推進されるよう各種事業を実施した。

(1) 専門的・広域的食生活指導・支援事業及び多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業

<専門的食生活指導・相談>

疾患を抱える患者及びその家族に対して、各種病態別栄養相談を実施した。

区分	個別指導		集団指導
	専門的食生活指導	食生活支援等	
相談件数	26人	0人	5人

<広域的食生活支援>

地域包括ケアシステムの構築が推進されている中で、医療機関や介護保険施設、行政等が連携し、適切な栄養・食支援が切れ目なく行えるよう体制整備を実施した。

開催年月日	会場	出席者	内容
R6.2.21	安足健康福祉センター	20人	(1)管内施設の食形態一覧（完成版）について (2)連携を進めるための今後の取り組みについて

<多職種連携フレイル・低栄養予防推進事業>

人生100年フレイル予防プロジェクト事業の一環として低栄養及びフレイルの予防を推進するため、とちぎフレイル予防アドバイザーを活用した取組を実施した。

開催年月日	会場	参加者	内容
R5.4.18	田沼中央公民館	45人	講話及び実技：テーマ「運動」 講師：医療法人大那だいなリハビリクリニック 理学療法士 細井直人氏
R5.9.28	勤労者会館	66人	講話：テーマ「栄養」 講師：SS栄養サポートオフィス 管理栄養士 清水里子氏
R5.12.4	植野地区公民館	31人	講話及び実技：テーマ「運動」 講師：緑の屋根診療所 理学療法士 川村拓也氏

(2) 地域の人材育成推進事業

健康づくりや栄養改善業務を効果的に推進するための会議の開催、県の人生100年フレイル予防プロジェクト事業の一環として、住民主体の低栄養及びフレイルの予防を推進するための研修会を実施した。  
 <市町栄養業務担当者会議>

開催年月日	会場・方法	出席者	内 容
R5. 6. 1	安足健康福祉センター	9人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業について</li> <li>・地域包括ケアに関わる高齢者への食生活支援、フレイル予防について</li> <li>・災害時食生活支援体制の整備について</li> <li>・令和4年度県民健康・栄養調査の管内における実施状況について</li> </ul>

<ヘルシーライフ推進員等栄養士研修会>

開催年月日	会場	出席者	内 容
① R5. 6. 5 ② R5. 10. 12 ③ R6. 3. 8	安足健康福祉センター	① 8人 ② 6人 ③ 3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び安足健康福祉センターの健康づくり食生活改善事業について</li> <li>・嚥下調整食分類 2021 について</li> <li>・今年度作成資料（在宅介護食献立）について</li> <li>・R5年国民健康・栄養調査について</li> </ul>

<食生活改善推進員リーダー育成支援事業>

開催年月日	会 場	参加者	内 容
R5. 11. 28	田沼中央公民館	21人	食生活改善推進員リーダー研修会 ① 講話「正しい健康情報とは」 担当：安足健康福祉センター 健康対策課職員 ② 講話「わかりやすい資料の作り方」 講師：オリオンコンピューター株式会社 天野真利氏 ③ グループワーク 会員募集チラシの作成、情報交換 担当：安足健康福祉センター 健康対策課職員

(3) 給食施設等指導事業

健康増進法第18条第1項第2号、第3号及び第22条に基づき、特定給食施設及びその他の給食施設(管内数：208)等への指導を実施した。

<個別指導>

区 分	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
巡回指導	50	7	29	86
指導助言	6	2	5	13



< 集団指導 >

開催年月日	会 場	参加施設数	参加者数	内 容
① R5. 10. 23 ② R5. 10. 24	安足健康福祉センター	①61 施設 ②26 施設 2 機関	①61 人 ②28 人	(1) 講話「給食施設における非常時対応の考え方」 (2) グループワーク「自分の施設に必要な災害対策とは？」

(4) 栄養表示、誇大広告に係る相談、指導

食品表示合同監視等の機会を活用し、食品表示法（保健事項）および健康増進法第 65 条の規定に基づく相談指導を実施した。

< 個別指導 >

区 分	積極監視	回付	事前相談 (表示の確認)	計
食品表示法 (保健事項)	107	3	7	117
健康増進法 (虚偽誇大広告)	2	2	0	4

< 集団指導 >

開催年月日	会 場	参加者
R5. 9. 21	あしかがフラワーパークプラザ	県内食品関連事業者 72 人

(5) とちぎのヘルシーグルメ推進店登録制度の周知・登録拡大及び外食栄養成分表示の普及

管内登録店（施設）数は 19 店舗（栄養成分表示 18 店舗、野菜たっぷりメニュー提供 2 店舗、栄養情報提供・ヘルシーオーダー対応 1 店舗）となっている。ヘルシーグルメ推進店の登録に意欲のある 5 店舗に対して、個々に説明等を行い取組に対する支援を実施し、1 店舗新規登録となった。また、管内食品関連事業者に対し、食品衛生協会の新規養成講習会でリーフレット配布による制度周知を実施した。

外食栄養成分表示の活用を促すため、食品衛生協会の新規養成講習会や高校生の食育教室での講話、安足健康 Net 通信への掲載、所内エントランスブースでの普及啓発を実施した。

(6) 地域の食と健康づくり推進事業

地域の食と健康づくり活動を効果的に推進するため、地域における食生活・健康づくり実務者をメンバーとした会議の開催や事業を実施した。

<地域の食と健康づくり推進事業ワーキング会議>

安足地域の健康課題である減塩を推進するためワーキンググループ会議を開催し、高塩分摂取の背景にある食習慣について調査・分析した結果を関係者間で共有、効果的・具体的な取組みについて検討した。

開催年月日	会 場	出席者	内 容
R6. 2. 19	安足健康福祉センター	6人	安足地域における減塩の取組推進ワーキング作成した減塩普及啓発資料の配布・活用方法について検討した。

<減塩普及啓発モデル事業>

安足地域の健康課題である減塩を推進するため、働く世代を対象に減塩に関する情報提供や対象者自ら減塩に取り組めるような仕組みづくりを行った。

開催年月日	会 場	参加者	内 容
R5. 10. 2	管内事業所	46人	アルコール依存セミナーの中で、健康な身体を維持するために大切な食生活について講話を行い、減塩の大切さについて周知した。
R5. 12. 14	管内事業所	15人	健康増進・生活習慣病がテーマの講話の中で、バランスの良い食事、減塩について周知した。

<高校生や大学生と連携した健康づくり支援事業>

管内高等学校を対象とした「高校生の食育教室」を1校（169人）に実施した。

開催年月日	場 所	参加者
R5. 12. 8	栃木県立佐野松桜高等学校	1学年（男女）169人

<健康な食事の普及啓発>

「安足健康Net 通信」や商工会議所・労働基準協会の会報等への記事掲載や、安足健康福祉センターエントランス健康づくりコーナー等を活用し、「健康な食事」の普及啓発を実施した。

(7) 国民健康・栄養調査の実施

国からの受託事務として、管内1地区で健康・栄養調査を実施した。

区 分	栄養摂取状況調査	身体状況調査		生活習慣調査
		身長・体重等	血液検査	
足利市内	17世帯	37人	18人	24人

### 3 生活習慣病検診等対策の推進

#### (1) 健康増進支援事業の実施

健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、各市町が実施している健康増進事業が円滑に実施されるよう補助金交付申請及び精算事務等の支援を行った。

#### (2) がん検診受診促進のための普及啓発

生活習慣改善啓発・検診受診率アップ啓発事業、がん検診受診率50%達成キャンペーン、健康づくりに関する普及啓発イベントと一体的にポスター・リーフレットを配布、所内エントランスの普及啓発ブースでの設置を行った。また、センターホームページに掲載している安足健康Net通信にがん検診受診促進に関する内容を載せ、普及啓発を実施した。

### 4 生活習慣病予防対策の推進

#### (1) 生活習慣病予防・重症化防止啓発事業

糖尿病重症化予防に関する専門家派遣事業を活用し、保健指導に従事する管理栄養士・保健師等を対象とした研修会⇒令和5(2023)年度は管内での研修会実施の希望はなかった。

#### (2) 歯科保健事業

歯科保健普及啓発、歯科保健推進のための事業を実施した。

令和5年度をもって、「親と子よい歯のコンクール」及び「三歳児よい歯のコンクール」は廃止となった。

## XI 難病・小児慢性特定疾病対策の推進

### 1 小児慢性特定疾病対策

平成 27 年 1 月の児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療研究事業から新たな医療費助成の制度へ移行された（小児慢性特定疾病対象疾患：788 疾患）。小児慢性特定疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、医療費の負担軽減を図ると共に、在宅における適切な療育を確保するための支援を実施した。

(1) 小児慢性特定疾病承認件数 (単位:人)

令和 6 年 3 月 31 日時点

区分	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	延べ人数 ※1	実人数
足利市	16	9	4	23	16	12	6	4	4	1	21	12	8	0	2	0	138	131
佐野市	13	13	5	22	20	6	6	3	2	0	20	7	5	2	0	0	124	118
管内	29	22	9	45	36	18	12	7	6	1	41	19	13	2	2	0	262	249

※1 複数の特定疾病で承認されている者（13名）を含む

(2) 小児慢性特定疾病治療研究費償還払い請求件数

扶助別（種目別）	件数
小児慢性特定疾病医療費	3 件

(3) 小児慢性特定疾病総合支援事業

①個別相談実施状況

内容	訪問指導	電話相談	面接相談
相談件数	27 件	238 件	17 件

②患者・家族会への支援

I 型糖尿病患者・家族交流会の活動支援を実施した(年 2 回)。

### 2 指定難病特定医療費

平成 27 年 1 月の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とするもののうち、客観的な診断基準の確立した疾病を指定して、医療の確立と普及を図り患者・家族の医療費の負担を軽減する目的で医療費助成を実施した（指定難病対象疾患：338 疾患）。また、スモン等従前の一般特定疾患治療研究事業の対象疾患に対しても医療費助成を実施した。

疾患名	足利市	佐野市	管内
球脊髄性筋萎縮症	1	1	2
筋萎縮性側索硬化症	5	3	8
脊髄性筋萎縮症	1	0	1
進行性核上性麻痺	13	7	20
パーキンソン病	181	91	272
大脳皮質基底核変性症	3	4	7
ハンチントン病	0	2	2
シャルコー・マリー・トゥース病	0	1	1
重症筋無力症	35	20	55
多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	13	20
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3	3	6
封入体筋炎	1	3	4
多系統萎縮症	10	12	22
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	37	27	64
ライソゾーム病	2	5	7
ミトコンドリア病	2	1	3
もやもや病	15	11	26
プリオン病	1	1	2
HTLV-1 関連脊髄症	0	1	1
全身性アミロイドーシス	7	4	11
神経線維腫症	4	3	7
天疱瘡	4	3	7
表皮水疱症	0	3	3
膿疱性乾癬(汎発型)	4	1	5
スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	0	1
高安動脈炎	9	2	11
巨細胞性動脈炎	4	1	5
顕微鏡的多発血管炎	27	10	37
多発血管炎性肉芽腫症	3	6	9
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	4	8
悪性関節リウマチ	4	4	8
バージャー病	2	0	2
全身性エリテマトーデス	79	56	135
皮膚筋炎／多発性筋炎	25	38	63
全身性強皮症	36	18	54
混合性結合組織病	7	9	16
シェーグレン症候群	24	20	44
成人スチル病	11	4	15
再発性多発軟骨炎	0	2	2
ベーチェット病	17	14	31
特発性拡張型心筋症	30	22	52
肥大型心筋症	3	2	5
再生不良性貧血	12	8	20
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	2
特発性血小板減少性紫斑病	18	16	34

血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	1
原発性免疫不全症候群	1	1	2
IgA 腎症	69	12	81
多発性嚢胞腎	21	23	44
黄色靱帯骨化症	7	8	15
後縦靱帯骨化症	35	19	54
広範脊柱管狭窄症	2	3	5
特発性大腿骨頭壊死症	28	27	55
下垂体性 ADH 分泌異常症	6	4	10
下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	0	1
クッシング病	1	1	2
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	6	12
下垂体前葉機能低下症	25	27	52
甲状腺ホルモン不応症	1	0	1
先天性副腎皮質酵素欠損症	1	2	3
アジソン病	1	0	1
サルコイドーシス	25	23	48
特発性間質性肺炎	27	17	44
肺動脈性肺高血圧症	4	4	8
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	8	1	9
リンパ管筋腫症	0	1	1
網膜色素変性症	39	26	65
バット・キアリ症候群	1	0	1
原発性胆汁性胆管炎	11	8	19
原発性硬化性胆管炎	0	1	1
自己免疫性肝炎	5	3	8
クローン病	60	49	109
潰瘍性大腸炎	168	164	332
好酸球性消化管疾患	1	2	3
若年性特発性関節炎	5	2	7
先天性ミオパチー	1	0	1
筋ジストロフィー	6	3	9
脊髄空洞症	0	1	1
脊髄髄膜瘤	1	2	3
脳表ヘモジデリン沈着症	0	1	1
神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	0	1
前頭側頭葉変性症	0	3	3
痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	1	1
神経細胞移動異常症	1	0	1
ウエスト症候群	3	1	4
レット症候群	1	0	1
結節性硬化症	0	1	1
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	6	7	13
特発性後天性全身性無汗症	3	2	5
マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	1	0	1
ジュベール症候群関連疾患	0	1	1

無脾症候群	1	0	1
アンジェルマン症候群	1	0	1
完全大血管転位症	0	1	1
単心室症	1	0	1
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	1	1
ファロー四徴症	2	2	4
両大血管右室起始症	0	1	1
エプスタイン病	0	1	1
急速進行性糸球体腎炎	0	2	2
一次性ネフローゼ症候群	25	12	37
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	1
紫斑病性腎炎	1	0	1
間質性膀胱炎（ハンナ型）	0	1	1
オスラー病	0	3	3
閉塞細気管支炎	1	0	1
肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	2	1	3
肺胞低換気症候群	3	0	3
副甲状腺機能低下症	1	0	1
偽性副甲状腺機能低下症	0	1	1
ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1	2
家族性地中海熱	1	1	2
強直性脊椎炎	7	4	11
骨形成不全症	1	1	2
巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1	0	1
クリッペル・トレノレー・ウェーバー症候群	1	0	1
後天性赤芽球癆	2	4	6
ダイヤモンド・ブラックファン貧血	1	0	1
エプスタイン症候群	0	1	1
クロンカイト・カナダ症候群	0	1	1
ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）	0	1	1
胆道閉鎖症	1	0	1
I g G 4 関連疾患	4	6	10
黄斑ジストロフィー	0	1	1
レーベル遺伝性視神経症	1	1	2
好酸球性副鼻腔炎	18	20	38
進行性ミオクロオスステんかん	1	0	1
先天異常症候群	0	1	1
特発性多中心性キャッスルマン病	4	2	6
スモン ※1	0	0	0
難治性肝炎のうち劇症肝炎 ※1	0	0	0
重症急性膵炎 ※1	0	0	0
プリオン病 ※1	0	0	0
延べ人数 ※2	1,319	986	2,305
実人数	1,277	955	2,232

出典：小児慢性特定疾病及び特定医療費公費負担管理システム

※1 一般特定疾患治療研究事業対象疾病

※2 複数の指定難病で承認されている者（48名）を含む

(2) 一般特定疾患治療研究費・指定難病特定医療費請求件数

扶助別（種目別）	件数
一般特定疾患治療研究費・指定難病特定医療費	438 件

### 3 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者及び家族が安心して療養できる環境をつくるため、各支援機関との連携を図りながら、個別支援や医療生活相談会及び在宅支援関係者連絡会を開催した。

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業実施状況

内 容	検討数 (件)	参加者	備 考
支援対象者受理会議	38	健康対策課長、担当係員	月 1 回実施
支援対象者見直し検討会	80	健康対策課長、担当係員	年 2 回実施

(2) 面接・電話相談

区 分	相 談 延 べ 件 数 (件)				計
	本人	本人と家族	家族	その他	
面 接	10	10	21	0	41
電 話	69	7	106	166	348

(3) 訪問相談事業実施状況

疾 患 名	支援区分内訳				訪問対象者	訪問実施数 (実人数)	訪問実施数 (延人数)
	A	B	C	D			
筋萎縮性側索硬化症	11	1	2		5	5	50
脊髄小脳変性症		4	2		2	2	2
パーキンソン関連疾患群		5	9		6	6	9
後縦靭帯骨化症							
ハンチントン病							
多系統萎縮症	1	4	4		6	6	10
その他	3		5		3	4	9
計	15	14	22		22	23	80

(4) 医療生活相談会開催状況

内 容	従事者	参加人数
更新時医療生活相談会	保健師、管理栄養士、その他	162 人
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症勉強会	医師、保健師、管理栄養士、その他	56 人



(5) 在宅難病患者・家族支援事業及び在宅人工呼吸器使用患者事業の状況

内 容	利用実人数 (登録実人数)
一時入院支援事業	2人 (2人)
介護人派遣事業	1人 (1人)
在宅人工呼吸器使用患者事業	0人 (0人)

(6) 患者・家族会への支援

内 容	実施回数	参加人数	従事者
脊髄小脳変性症患者・家族会 活動支援	10回	54人	保健師、管理栄養士

(7) 難病等在宅支援関係者連絡会

開催年月日	参加者	内 容
R6. 1. 29	27機関	難病患者・小児慢性特定疾病等医療的ケアを要する児及び家族の支援の現状と課題について共有

## XII 感染症対策の推進

### 1 感染症対策

感染症法に基づく患者発生時の対応や、感染症発生动向調査による情報収集・還元、集団給食従事者等の検査、感染症予防機動班による給食施設等の監視指導及び施設の感染症予防指導等の実施により、感染症のまん延防止及び感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行っている。

#### (1) 感染症発生時の対応

感染症法に基づく医師の届出（一～三類感染）

令和6年3月31日現在

類 型	一類	二類		三類				
	ペスト 他6疾患	結核	他4疾患	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	細菌性 赤痢	腸チフス	パラ チフス
R5	0	32(8)	0	8	0	1	0	0

※結核（R5.1.1～12.31）[別掲（）は潜在性結核感染症数]

#### (2) 感染症予防対策

##### ① 細菌検査件数

年度	種別	感染症 (患者、接触者)	食中毒	給食関係 従事者	水道関係 従事者	一般	計
R5	赤痢	0	63	234	133	191	621
	腸管出血性 大腸菌	38	63	234	133	191	659
	サルモネラ他	0	441	702	399	474	2,016

##### ② 感染症予防機動班実施件数

区 分	社会福祉施設等		学校等		その他		計	
	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	対象数
R5	33	144	4	15	17	33	54	192

## 2 結核対策

感染症法に基づく健康診断を実施することにより、結核の発病予防、患者の早期発見・早期治療を促進するとともに、登録患者に対し、適正な医療と生活指導を推進している。

### (1) 結核登録患者件数

令和5年末現在

市町名	総数	活動性結核									不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核感染症	
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	治療中			観察中	
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時その他陰性・その他	登録時結核菌						
			総数	初回治療	再治療									
足利市	20	10	7	6	6	0	1	0	3	10	0	2	0	
佐野市	17	6	5	4	4	0	1	0	1	11	0	3	2	
計	37	16	12	10	10	0	2	0	4	21	0	5	2	

### (2) 健康診断実施状況 [管理検診、接触者健診 (家族・家族以外)] (延べ人数)

令和6年3月31日現在

区分	対象人員	受診人員	受診率 (%)	ツ反	IGRA	X線検査		被発見者		事後措置
					QFT等	間接	直接	患者	発病のおそれ	
管理検診	47	47	100	0	0	0	47	0	0	0
接触者健診 (家族)	44	44	100	0	18	0	43	2	4	6
接触者健診 (家族以外)	67	67	100	0	16	0	116	0	3	3

### (3) 結核医療給付件数

令和6年3月31日現在

区分	申請	合格	不合格・保留	承認	不承認	解除
感染症法第37条	14	14	0	14	0	14
感染症法第37条の2	50	50	0	50	0	

(4) 結核患者・家族相談指導延べ件数

年度	面接相談	電話相談	訪問指導
R5	40	620	112

(5) 結核接触者健康診断検討会実施状況

感染症法第17条の規定に基づく接触者健康診断の実施について、健診の要否、範囲及び時期等を決定するために、所内にて検討会を開催している。

検討会 開催数	対象事例内訳				内 容	会 場
	病院	学校	施設	その他		
11	4	0	8	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の要否</li> <li>・健診計画（範囲、実施時期等）</li> <li>・健診結果の検討 等</li> </ul>	安足健康福祉センター

### 3 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策は「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」、「栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対策を推進している。

(1) 新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会

安足地域における新型インフルエンザ等対策について、関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るため、「新型インフルエンザ等対策安足地域連絡協議会設置要領」に基づき、協議会を開催した。(令和5年7月)

(2) 所内研修

高病原性鳥インフルエンザ発生時対応に備え健康危機対応として、職員を対象に鳥インフルエンザ発生時の対応について健康調査等のデモンストレーション、個人防護具の着脱訓練及び手洗い方法の演習を実施した。(令和5年10月)

### 4 エイズ・性感染症対策

性感染症に関する正しい知識・意識の普及啓発及び検査機会の提供を行っている。

(1) 性感染症検査件数

年度	開催回数 (回)	件数 (件)	H I V (件) (再掲)	クラミジア(件) (再掲)	梅毒(件) (再掲)	淋菌(件) (再掲)
R5	53	459	134	95	134	96

(2) 性感染症相談実施状況 (延べ件数)

年度	面 接	電話相談	計
R5	2	122	124

### 5 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断や希望者に対するがん健診等の調整、各種手当の支給等の事務を実施している。

(1) 原爆被爆者登録件数

年 度	既登録者数	期 中 増 減 内 訳				計
		新 規	転 入	転 出	死 亡	
R5	10 人	0 人	0 人	0 人	2 人	8 人

(2) 原爆被爆者健康診断件数（延べ人数）

区 分		登録者数	受診者	要精検者	精検受診者	経過観察者
一般健康診断	1 回目	10 人	3 人	0 人	0 人	1 人
	2 回目	10 人	2 人	0 人	0 人	1 人
	計		5 人	0 人	0 人	2 人
希望による健康診断	一般検査	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	がん検診	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	計		0 人	0 人	0 人	0 人
R4 年度計			5 人	0 人	0 人	2 人

6 骨髄バンクの推進

骨髄バンク登録及び骨髄バンク事業の普及を行っている。

(1) 骨髄提供希望者登録件数

年 度	登録件数（件）
R5	1

### XIII 肝炎対策の推進

#### 1 肝炎対策

##### (1) ウイルス性肝炎検査

ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発及び早期発見を目的に、相談・検査を実施している。

検査件数

年度	開催回数（回）	件数（件）	B型肝炎（件） （再掲）	C型肝炎（件） （再掲）
R5	51	38	38	38

##### (2) 肝炎治療に係る医療費助成事業

インターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、肝がん等の予防、肝炎ウイルスの感染防止を図るとともに、患者の医療費負担軽減を図り、早期治療の促進を図っている。平成20(2008)年4月1日から事業開始。

##### ① 肝炎医療費助成申請状況

令和6年3月31日現在

年度	新規・更新申請	新規・更新申請			医療機関 保険証変更	変更 終了等	再交付
		承認	不承認	審査中			
R5	146	146	0	0	7	4	2

##### ② 肝炎治療費請求件数

扶助別（種目別）	件数	内 容
肝炎医療費助成	1	肝炎治療に係る医療費

##### (3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型又はC型肝炎ウイルスに起因する重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の特性を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ患者からの臨床データを収集し、肝がんの予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がんの治療研究を促進するための仕組みを構築することを目的としている。平成30(2018)年12月1日から事業開始。

##### ① 肝がん・重度肝硬変治療促進事業の申請状況

令和6年3月31日現在

年度	新規・更新申請	新規・更新申請			医療機関 保険証変更	変更 終了等	再交付
		承認	不承認	審査中			
R5	0	0	0	0	0	0	0

② 肝がん・重度肝硬変治療費請求件数

扶助別（種目別）	件数	内 容
肝がん・重度肝硬変医療費助成	0	肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費

## XIV 食品衛生業務の推進

### 1 食品の安全性の確保

食の安全確保を求める消費者の視点を重視した食品の安全・安心確保を目的に、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、年度ごとに「栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、関係部局との連携による監視指導と食品等の収去検査の充実・強化を図っている。また、食品衛生推進員や食品関係団体の民間活力を活用し、HACCPの制度化に向けて食品等事業者の自主衛生管理を推進する等、食品の安全性の向上を目指す。

#### (1) 年間監視指導計画の策定と実施

食品営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

ア 法第52条(旧)に基づく営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

令和6年3月31日現在

業種	区分	施設数	許可申請件数		監視状況	
			新規	更新	監視件数	違反件数
飲食店営業		1,407	0	0	146	
喫茶店営業		166	0	0	6	
菓子製造業		217	0	0	49	
あん類製造業		3	0	0	4	
アイスクリーム類製造業		19	0	0	8	
乳処理業		0	0	0	0	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	
乳製品製造業		2	0	0	3	
集乳業		0	0	0	0	
乳類販売業		57	0	0	5	
食肉処理業		10	0	0	2	
食肉販売業		100	0	0	17	
食肉製品製造業		1	0	0	0	
魚介類販売業		92	0	0	27	
魚介類せり売営業		2	0	0	3	
魚肉ねり製品製造業		1	0	0	0	
食品の冷凍又は冷蔵業		13	0	0	1	
食品の放射線照射業		0	0	0	0	
清涼飲料水製造業		1	0	0	1	
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	1	
氷雪製造業		0	0	0	0	
氷雪販売業		1	0	0	1	
食用油脂製造業		2	0	0	1	



マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	
みそ製造業	12	0	0	1	
醤油製造業	2	0	0	0	
ソース類製造業	4	0	0	2	
酒類製造業	4	0	0	1	
豆腐製造業	7	0	0	3	
納豆製造業	2	0	0	2	
めん類製造業	36	0	0	11	
そうざい製造業	32	0	0	9	
缶詰又は瓶詰食品製造業	11	0	0	0	
添加物製造業	6	0	0	1	
計	2,211	0	0	305	

イ 法第 55 条(新)に基づく営業許可施設数、許可申請件数及び監視状況

令和6年3月31日現在

業種	区分	施設数	許可申請件数		監視状況	
			新規	更新	監視件数	違反件数
飲食店営業		1,341	492	0	610	
調理機能を有する自動販売機営業		10	5	0	5	
菓子製造業		142	44	0	69	
アイスクリーム類製造業		3	2	0	6	
乳処理業		1	0	0	7	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	
乳製品製造業		1	1	0	2	
集乳業		0	0	0	0	
食肉処理業		2	1	0	1	
食肉販売業		30	14	0	25	
食肉製品製造業		0	0	0	0	
魚介類販売業		41	14	0	25	
魚介類競り売り営業		1	0	0	2	
冷凍食品製造業		3	0	0	1	
食品の放射線照射業		0	0	0	0	
清涼飲料水製造業		7	5	0	8	
水産製品製造業		2	0	0	2	
冰雪製造業		0	0	0	0	
液卵製造業		1	0	0	2	
食用油脂製造業		3	0	0	1	

みそ又はしょうゆ製造業	11	5	0	6	
酒類製造業	2	0	0	2	
豆腐製造業	2	1	0	1	
納豆製造業	0	0	0	0	
麺類製造業	25	7	0	23	
そうざい製造業	54	19	0	34	
複合型そうざい製造業	2	1	0	3	
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	
添加物製造業	5	1	0	1	
漬物製造業	12	5	0	7	
密封包装食品製造業	20	8	0	15	
食品の小分け業	6	0	0	0	
計	1,727	625	0	858	

ウ 法(新)に基づく食品等の製造業及び加工業等の届出施設数、届出件数及び監視状況

令和6年3月31日現在

業種	区分	施設数	新規 届出件数	監視状況	
				監視件数	違反件数
魚介類販売業(包装済の魚介類のみの販売)		54	5	9	
食肉販売業(包装済の食肉のみの販売)		70	6	19	
乳類販売業		352	36	13	
冰雪販売業		2	0	0	
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		151	64	1	
弁当販売業		9	2	0	
野菜果物販売業		34	11	21	
米穀類販売業		7	0	0	
通信販売・訪問販売による販売業		6	1	0	
コンビニエンスストア		92	16	25	
百貨店、総合スーパー		88	11	50	
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機)		167	14	3	

その他の食料・飲料販売業	178	43	31	
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により企画が定められた添加物の製造を除く。)	1	0	2	
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1	0	
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	19	10	0	
農産保存食料品製造・加工業	22	1	2	
調味料製造・加工業	12	5	5	
糖類製造・加工業	0	0	0	
精穀・製粉業	5	0	1	
製茶業	3	0	0	
海藻製造・加工業	0	0	0	
卵選別包装業	0	0	0	
その他の食料品製造・加工業	30	8	8	
行商	12	1	0	
集団給食施設	84	14	8	
器具・容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	39	1	0	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	
その他	6	2	1	
計	1,445	252	199	

(2) 年間食品等収去検査実施計画の策定と実施

管内の製造所で製造・加工された食品や食品販売施設で販売されている食品について、法第 28 条に基づき収去検査を実施している（検査実施機関：県南健康福祉センター、保健環境センター）

平成 24 年度から県内で生産・流通している食品の放射性物質についても検査を実施している。

令和6年3月31日現在

区分 食品名	検体数	不良 検体数 ※注	不適理由(延べ数)				
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
魚介類及びその加工品	10						
冷凍食品	9						
肉卵類及びその加工品	11						
乳及び乳製品	47						
アイスクリーム類・氷菓	14						
穀類及びその加工品	54						
野菜・果実類及びその加工品	66						
そうざい及びその半製品	45	2					2
弁当	15						
菓子類	25	2	2				
清涼飲料水	7						
酒精飲料	6						
氷雪・水	1						
かん詰・びん詰食品	0						
食品添加物	2						
その他	6						
計	318	4	2				2

※注 旧衛生規範を逸脱したもの

(3) 食品衛生監視機動班

食品による危害を未然に防止し、食品の安全確保を図るため「栃木県食品衛生監視機動班設置運営要領」に基づく食品衛生監視機動班を設置し、食品営業施設等の監視指導及び食品等の検査を効率的に実施している。

業務別日数及び検査状況 令和6年3月31日現在

業務日数(日)						食品等の収去検査件数 (件)
施設監視	食品等の収去検査	食中毒等疫学調査	衛生教育	その他	計	
165	50	1	6	0	222	318

違反発見件数及び指導票交付数

令和6年3月31日現在

違反発見状況(件)																指導票 交付件数 (件)	
法第6条	法第9条	法第10条	法第11条	法第12条	法第13条	法第16条	法第17条	法第18条	法第20条	法第25条	法第48条	法第51条	法第52条	条例第3条	条例第6条		計
																0	2

(4) 食品等事業者を対象とした衛生講習会の開催

(5) 食品衛生責任者及び食品衛生主任者の教育

(6) 食品衛生指導員活動の推進

(7) 家庭での食中毒予防啓発

(8) とちぎHACCPの普及促進

## (9) 食品衛生関係苦情の対応

食品衛生関係苦情の届出状況

令和6年3月31日現在

区 分		件数	延べ指導回数	左の延べ人数
不良食品に関する事	腐敗、変敗に関する事	4	3	6
	異物混入に関する事	11	8	15
	表示に関する事	1	0	0
	容器包装に関する事	0	0	0
	有症苦情	11	8	15
	その他	5	4	8
	小 計	32	23	44
施設に関する事	施設の衛生状態に関する事	6	5	9
	ねずみ・昆虫等に関する事	0	0	0
施設からの排水に関する事		6	5	9
無許可営業		0	0	0
その他		0	0	0
計		44	33	62

## (10) 調理師・製菓衛生師免許申請受付業務

調理師・製菓衛生師免許申請状況

令和6年3月31日現在

区 分	件 数
調理師試験願書	33
調理師免許申請	46
調理師免許証書換交付申請	7
調理師免許証再交付申請	13
製菓衛生師試験願書	27
製菓衛生師免許申請	21
製菓衛生師免許再交付申請	2
計	149

## XV 生活衛生業務の推進

### 1 生活衛生営業の監視指導

公衆浴場、旅館、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所の生活衛生関係営業施設の衛生措置の基準の遵守と施設の衛生向上を図るため、監視指導を実施している。特に旅館、公衆浴場等におけるレジオネラ症対策のため監視指導を重点的に実施した。

#### (1) 生活衛生営業施設数及び許可件数、監視件数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	理容所	美容所	クリーニング所	興行場			旅館				公衆浴場			総数	
				映画館	その他	計	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	一般	個室付き浴場	その他		計
足利市	161	409	82	1	1	2	41	2	0	43	1	1	24	26	723
佐野市	149	318	57	1	5	6	40	6	0	46	0	0	22	22	598
管内	310	727	139	2	6	8	81	8	0	89	1	1	46	48	1,321
令和5年度 許可件数	1	20	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	23
監視件数	18	75	25	0	2	2	14	1	0	15	0	0	13	13	148

#### (2) 住宅宿泊事業法に基づく届出

届出件数 28 件（足利市 5 件 佐野市 23 件）

#### (3) 特定建築物等の監視指導の推進

多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、維持管理基準に基づく管理状況確認のため監視指導を実施した。

#### 特定建築物届出数及び監視件数

令和6年3月31日現在

用途 市町名	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	集会場	図書館	遊技場	総数
足利市	1	4	19	7	3	3	0	0	1	38
佐野市	3	1	15	2	0	2	1	1	0	25
管内	4	5	34	9	3	5	1	1	1	63
監視件数	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3

特定建築物登録営業所数

令和6年3月31日現在

区 分	営業所数	令和5年度 登録件数	監視件数
建築物清掃業	6	1	1
建築物空気環境測定業	2	0	0
建築物空気調和用ダクト清掃業	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	1	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	12	4	4
建築物排水管清掃業	4	0	0
建築物ねずみ昆虫等防除業	0	0	0
建築物環境衛生総合管理業	1	0	0
計	26	5	5

(4) 遊泳用プール

遊泳用プールの設備、維持管理により環境衛生の確保を図るため、栃木県遊泳用プール衛生管理要綱に基づき監視指導を行った。

遊泳用プール設置数及び監視状況

令和6年3月31日現在

区 分	市町名			総 数	監視件数
	足利市	佐野市			
遊泳用プール	8	5		13	4

(5) 水道の監視指導の実施

水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道法に基づき、水道施設に対して監視指導を実施していく。

なお、足利市の小規模水道関係が平成31年4月から権限移譲されたことにより、専用水道、簡易専用水道、小規模水道関係が全て市町へ権限移譲され、監視指導対象は上水道のみとなった。

水道施設数及び監視状況

令和6年3月31日現在

区 分	市町名			総 数	監視件数
	足利市	佐野市			
上水道	1	1		2	1



(6) 狂犬病予防法に基づく業務

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬に対する狂犬病予防注射及び登録を実施し、犬の抗体保有率を把握し維持することにより、ヒトの狂犬病のまん延を防止する。

登録頭数及び狂犬病予防注射実施頭数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数
足利市	7,288	4,888
佐野市	5,435	3,775
管内	12,723	8,663

(7) 墓地・埋葬

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、火葬場、納骨堂の設置、廃止等について、指導及び助言を行った。

墓地、火葬場、納骨堂の施設数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	墓地	火葬場	納骨堂	総数
足利市	1,183	1	7	1,191
佐野市	1,095	2	4	1,101
管内	2,278	3	11	2,292

## XVI 薬事関係業務の推進

### 1 薬事関係業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保及び毒物、劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、薬局、医薬品販売業者、毒物劇物販売業者等を対象に監視指導を実施した。

また、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に基づく法定取扱者に対し、麻薬等に起因する危害防止を図るため、監視指導を実施するとともに、薬物乱用防止の普及啓発を行った。

#### (1) 薬事関係施設数及び監視件数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	薬 局		医薬品販売業			医療機器 販売・貸与業		再生医 療等製 品販売 業	総数
	薬局	製造 販売業 ※	店舗	卸売	配置	高度管理	管理		
足利市	80	3	30	14	5	71	502	0	705
佐野市	59	3	28	6	0	68	386	2	552
管 内	139	6	58	20	5	139	888	2	1,257
監視件数	59	2	13	4	0	35	86	2	201

※ 薬局製造販売医薬品製造販売業

#### (2) 毒物劇物関係施設数及び監視件数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	販売業			業務上取扱施設 (届出要)	総数
	一般	農薬用品目	特定品目		
足利市	44	9	2	3	58
佐野市	33	13	1	1	48
管 内	77	22	3	4	106
監視件数	15	5	1	1	22

#### (3) 麻薬関係施設数及び監視件数

令和6年3月31日現在

区分 市町名	麻 薬					向精神薬			覚醒剤施用施設	総数
	卸売業	小売業	病院	診療所	施設 飼育動物診療	(営業者 薬局等)	(病院等) 施用施設	試験研究施設		
足利市	0	66	9	41	9	94	202	2	0	423
佐野市	3	50	3	42	7	65	170	0	0	340
管 内	3	116	12	83	16	159	372	2	0	763
監視件数	4	67	23	3	0	43	20	0	0	176

## (4) 薬局等許可申請件数

令和6年3月31日現在

区 分	件数	区 分	件数
薬局開設許可申請	4	管理者兼務許可申請	7
薬局開設許可更新申請	18	地域連携薬局認定申請	3
薬局製造医薬品製造販売業許可更新申請	1	地域連携薬局認定更新申請	3
薬局製造医薬品製造業許可更新申請	1	毒物劇物一般販売業登録申請	1
店舗販売業許可申請	5	毒物劇物一般販売業登録更新申請	10
卸売販売業許可申請	1	毒物劇物農業用品目販売業登録更新申請	4
店舗販売業許可更新申請	8	登録票書換え交付申請	3
卸売販売業許可更新申請	2	毒物劇物取扱者試験願書	4
配置従事者身分証明書交付申請	8	毒物劇物取扱者試験合格証明書交付申請	2
配置従事者身分証明書交付書換え交付申請	1	麻薬卸売業者免許申請	2
販売従事登録申請	37	麻薬管理者免許申請	13
販売従事登録証書換え交付申請	1	麻薬施用者免許申請	203
高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請	9	麻薬小売業者免許申請	46
高度管理医療機器等販売・貸与業許可更新申請	12	覚醒剤原料取扱者指定申請	4

令和6年3月31日現在

区 分	件数	区 分	件数
薬剤師免許申請	14	薬剤師免許証書換え交付申請	6
薬剤師名簿訂正申請	6	薬剤師免許証再交付申請	0

(6) 薬物乱用防止

①薬物乱用防止教育の支援

(単位：件)

区分	小学校	中学校	計
薬物乱用防止教室への講師派遣	2	0	2

②啓発活動の実施状況

新型コロナウイルス対応により「6.26 ヤング街頭キャンペーン」が中止となったため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、ポスターやリーフレットなどの啓発資材を関係機関に配布した。

(7) 不正大麻・けし撲滅運動

無免許栽培又は自生・野生大麻等のパトロールや地域住民からの通報を基に不正大麻・けしを発見し、所有者への抜去指導を行った。

不正大麻・けしの発見処理状況

令和6年3月31日現在

区分 市町名	大麻		けし	
	発見件数	処理本数	発見件数	処理本数
足利市	0	0	15	455
佐野市	0	0	0	0
管内	0	0	15	455

## 2 献血の推進

医療に必要な安全性の高い血液製剤を確保するため、関係機関との連携のもとに400mL献血を中心に献血の普及啓発に努めた。

(1) 献血実施状況

令和6年3月31日現在

区分 市町名	200mL	400mL	計
足利市	473名	2,904名	3,377名
佐野市	401名	4,357名	4,758名
管内	874名	7,261名	8,135名

(2) 献血会の結成状況

令和6年3月31日現在

区分 市町名	職域	団体	学校	地域	総数
足利市	17	4	6	2	29
佐野市	11	6	3	2	22
管内	28	10	9	4	51

### 3 温泉関係対策

温泉の保護及び災害防止のため、温泉法に基づき、乱掘、過剰揚湯及び適正な採取、利用に対する監視を行った。

#### (1) 源泉数・湧出等状況

令和6年3月31日現在

区分 市町名	源泉数	利用源泉	未利用源泉	
		動力	動力	その他
足利市	3	3	0	0
佐野市	2	1	0	1
管内	5	4	0	1

#### (2) 許可申請等件数 (令和6年3月31日現在)

なし

#### (3) 源泉及び温泉利用施設監視状況

令和6年3月31日現在

区分 市町名	源泉		温泉利用施設	
	監視対象数	監視件数	監視対象数	監視件数
足利市	3	3	7	10
佐野市	2	2	10	3
管内	5	5	17	13